

令和3年第5回（9月）佐渡市議会定例会会議録（第2号）

令和3年9月10日（金曜日）

議事日程（第2号）

令和3年9月10日（金）午前10時00分開議

第1 一般質問

第2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第86号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	新発田靖君	総合政策監	日坂仁君
総務課長 (兼選挙管理委員会事務局長)	中川宏君	防災管財課長	伊藤修君
企画課長	猪股雄司君	財政課長	平山栄祐君
市民生活課	磯部伸浩君	社会福祉課長	知本政則君

子ども若者課	市橋	法子	君	高齡福祉課	吉川	明君
世界遺産課	下谷	徹	君	地域振興課	岩崎	洋昭君
交通政策課	十二	毅志	君	農業政策課	中川	克典君
観光振興課	中川	裕二	君	教育総務課	坂田	和三三君
学校教養課	森	和人	君	社会教育課	市橋	秀紀君
消防課	羽二生	正博	君	監査事務局	斉藤	昌彦君

事務局職員出席者

事務局長	山本	雅明	君	事務局次長	梅本	五輪生君
議事調査係	数馬	慎司	君	議事調査係	余湖	巳和寿君

令和3年第5回（9月）定例会 一般質問通告表（9月10日）

順	質 問 事 項	質 問 者
1	<p>1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と市民の感染不安の解消について問う</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の陽性者（主に無症状者）を早期に発見し、クラスター感染等の拡大を防止するため、高齢者施設、保育・教育関係施設、宿泊施設の従事者などに対し、PCR検査の定期検査を実施し、感染防止に努めるべき</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染者発生時の佐渡市の対応や感染状況などについて、市民への説明が不十分との指摘が市民から寄せられているが、今後はどのように取り組むか</p> <p>(3) 女性活躍・男女共同参画の重点方針2021では「コロナ対策の中心に女性を」を第一に掲げ、①雇用・労働、②困難や不安を抱える女性への支援、③「生理の貧困」への支援を掲げているが、佐渡市としてどのように取り組むか</p> <p>特に、コロナによる雇用情勢の悪化による収入減で、生理用品が買えない等の報道もされている。「地域女性活躍推進交付金」の活用で、学校、公共施設等に生理用品を設置できないか</p> <p>2 住宅用火災警報器の設置と維持管理について問う</p> <p>(1) 佐渡市における住宅用火災警報器の設置率は、令和2年7月1日時点で75%、条例適合率55%と、県平均の設置率87.0%、条例適合率72.2%を下回っているが原因は何か</p> <p>(2) 住宅用火災警報器の設置義務から10年以上が経過し、電池切れや故障などによる不作動等が懸念されるが、対策をどのように講じているか</p> <p>(3) 住宅用火災警報器の維持管理について、点検、交換の状態が、玄関などにシール等を貼ることで外部から確認できるようにできないか</p> <p>(4) 火災の未然防止と発生時の対応について、各地域で、地震・津波避難訓練と同様の対応が必要ではないか</p> <p>3 業務手順書を活用した内部統制の整備、運用について問う</p> <p>(1) 市役所各課において保有している事務手続き、マニュアルについて、総務課等が、運用状況、見直しなどを統括管理し、関係職員への周知、改善を図るPDCAサイクルを構築すべき</p> <p>(2) コンプライアンス強化の一環として、事務処理ミス等について、その概要を公表し、行政運営の透明性の推進と再発防止を図る取組が、柏崎市をはじめ、各地で取り組まれている。行政の透明性確保と再発防止に取り組むべき</p> <p>(3) 事務手続きの効率化に伴う「業務の可視化」で、内部統制の見直しにRP</p>	佐藤 定

順	質 問 事 項	質 問 者
1	<p>A（ロボテックプロセスオートメーション）の導入が期待されるが、佐渡市の対応はどう考えているか</p> <p>(4) 内部統制体制の整備、運用により、監査委員が行う財務監査などで監査対象としていた部分の一部を省力化し、特定の部分に重点化することが可能となるが、監査の立場から、内部統制の整備、運用について、どのように捉えているか</p> <p>4 農業政策について問う</p> <p>(1) トキとの共生を目指し、田んぼの生態系に配慮した「生きものを育む農法」の取組により、佐渡市認証米をブランド化し、水田農業を進めてきたが、令和3年産米のJA佐渡の仮渡単価は、コシヒカリ1等で12,600円、こしいぶき1等で9,800円と生産費を賄えない状況で、このままでは離農が進み、耕作放棄地拡大が懸念される。生産意欲継続に向けた政策はどのように考えているか</p> <p>(2) 新たな米政策により、需要に応じた米の生産調整が、毎年、超過達成している。大規模生産者は作付面積を確保するため、ほかの集落等から調整面積を購入している。米価下落が続く中、生産費削減のため、行政が強いリーダーシップを発揮し、調整すべき</p> <p>(3) 第3期世界農業遺産保全計画では、この間の取組の総括と今後の方向性が示され、生態系の保全と農業経済を両立させる「持続可能な農業経営モデルの構築と拡大」を目指しているが、農林水産省の「みどりの食料システム戦略」での有機農業との関連はどのように取り組むか</p>	佐 藤 定
2	<p>1 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(1) コロナ感染者の発生状況と今後の対策について</p> <p>(2) ワクチンの安全で迅速な接種体制及びワクチン接種の実施状況と今後の計画について</p> <p>(3) コロナ感染の封じ込めのための対策状況と今後のPCR検査等の検査対応について</p> <p>(4) コロナ禍における市民へのこれまでの支援策の実施状況と今後の対応策について（快適な生活応援事業補助金など）</p> <p>2 補聴器購入費用の助成制度の実施について 難聴の放置が認知症の原因になることから、認知症やうつ病予防のために、補聴器購入費用の補助制度の実施を求める</p> <p>3 生活保護（申請は国民の権利）、特別障害者手当について 両制度の内容、実績、徹底した周知方法、周知状況、今後の計画などについて</p>	中 村 良 夫

順	質 問 事 項	質 問 者
2	<p>て</p> <p>4 子育て支援について</p> <p>学校給食の無償化（保育園・幼稚園・小中学校）、子ども医療費助成制度（一部負担金なしの完全無償化）、就学援助制度の適用基準などの充実について</p>	中 村 良 夫
3	<p>◎ ウィズコロナ、アフターコロナに向けた市の観光関連政策について問う</p> <p>1 ウィズコロナの現在、観光政策における市の基本方針と対策について</p> <p>(1) 誘客に対する考え方と施策は何か</p> <p>(2) PRの内容と手法はどうしていくのか</p> <p>(3) 観光関連事業者に対する追加の支援策は何か</p> <p>2 個人型観光への対策について</p> <p>(1) 個人型の移行に伴うメリット、デメリット、及び顧客ニーズをどう分析しているか</p> <p>(2) 個人旅行者が佐渡に求めているものは何と考えるか。その上位ニーズに対する市の施策は何か。また、民間事業者が行うべきことと、行政サイドが行うべきことのすみ分けは整理できているか</p> <p>(3) 付加価値化のために必要なガイド人材の養成、多言語対応策等はどう考えるのか</p> <p>(4) 世界遺産登録後に向けた対策はできているのか。それは何か</p> <p>3 空路等の交通政策について</p> <p>(1) 2023年の世界遺産登録見込みと並行した空路再開の必要性の認識は</p> <p>(2) トキエアの就航計画に関する進捗状況と課題をどのように把握しているか</p> <p>(3) 空港整備に関する市としての方針、県との役割分担、今後の優先すべき施策内容は何かと考えるか</p> <p>(4) 利便性の向上と効率化の観点から、M a a S等のDX活用への取組状況はどうか</p> <p>4 他部署、事業との連携について</p> <p>(1) 観光政策、移住交流、農業遺産、世界遺産、文化財団等、関係人口拡大に向けた相互の事業連携はあるか</p> <p>(2) 市としての情報発信を軸としたプロモーション事業は、広報宣伝部、課等の組織による一元化がより効果的ではないか</p> <p>(3) 島内通信網の整備はどこが主導して、いつまでに何を実行する予定か。外部人材の導入も含めた独立専門部署の早急な設置が必要ではないか</p>	林 純 一
4	<p>1 学校教育について</p> <p>(1) 中学校の部活動改革について</p>	平 田 和太龍

順	質 問 事 項	質 問 者
4	<p>① 佐渡市として、部活動改革をどのように進めていくのか問う</p> <p>② 休日部活動の段階的な地域移行を進めていくには、受け皿となる地域の活動団体等の協力が必要と考えるが、協力体制の準備はできているのか問う</p> <p>③ 休日部活動の地域移行に向けて、活動施設や設備環境をどのように整備していくのか問う</p> <p>(2) G I G Aスクール構想について</p> <p>① 一人一台タブレット端末や自宅にあるインターネット機器等を活用したオンライン授業の計画はどうなっているか問う</p> <p>② I C T支援員の配置状況は適切か問う</p> <p>(3) 水泳授業について</p> <p>① プールが併設されている佐渡市立小・中学校の過去5年間の修繕費、改修工事等を問う</p> <p>② 佐渡市立小・中学校の、令和3年度、令和元年度のプール使用実績を問う</p> <p>③ 佐渡スポーツハウスを使用した水泳授業や、近隣の学校を集約化した水泳授業の在り方を問う</p> <p>(4) 佐渡市の新たな学校教育環境整備計画の進捗状況を問う</p> <p>(5) 学校教職員の人材確保について、どのように検討しているか問う</p> <p>2 幼児教育について</p> <p>(1) 指導保育士の在り方について問う</p> <p>① 指導保育士の職務や雇用期間等について問う</p> <p>② 私立保育園との関わりをどのように行っているか問う</p> <p>(2) 保育士の処遇改善をどのように行っていくか問う</p> <p>(3) コロナ禍における子どもや保護者に対する影響をどのように分析し、対応しているか問う</p> <p>(4) 保育園の統廃合や民営化等、佐渡市保育指針を含めたグランドデザインをどのように検討しているか問う</p> <p>3 ヤングケアラーについて</p> <p>市立学校の児童、生徒のヤングケアラーの実態をどのように把握し、対応していくか問う</p>	平 田 和太龍

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いいたします。

佐藤定君の一般質問を許します。

佐藤定君。

〔4番 佐藤 定君登壇〕

○4番（佐藤 定君） おはようございます。無党派、佐藤定です。よろしくをお願いいたします。

では、9月定例会一般質問を始めます。最初に、新型コロナウイルス感染症防止対策でのワクチン接種などに日々ご努力いただいている市職員はじめ、関係者に感謝申し上げます。

さて、当市で7月中旬から発生した新型コロナウイルス感染症が次々と広がっていく様は、医療体制に不安を持つ佐渡市民には、感染拡大による恐怖で疑心暗鬼に陥ったことです。このことは、市民それぞれに幾つかの教訓を残したものと思います。感染症に関する情報収集と公表については、市のホームページには新型コロナウイルス感染症の患者に対する情報は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、新潟県が収集、公表し、公表内容も感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び厚生労働省が示している1類感染症が国内で発生した場合における情報の公開に関わる基本方針に沿って、県が決定しているとされています。公表内容も感染者の年代、性別、職業、居住地、症状、経過、行動歴、濃厚接触者などについて、佐渡市は県の公表した情報を基に感染者や関係者の人権や個人情報保護、風評被害が生じないよう十分な配慮の下、市民に対しホームページ等でお知らせしてきました。このため、限られた情報や根拠のないうわさ話により不安に駆られた市民は、市ホームページにも掲載されているように、感染者の居住地域や職場、立ち回り先などの情報を知りたいと問合せが寄せられたものと思います。しかし、佐渡市としては県からの情報提供は限られた中で、市民の不安を払拭する対応は非常に困難だったと思われまます。ただ、不安を感じている市民に対して、当時何ができたのか、できなかったのかの検証は必要です。市民は、感染者が発生する前から島外への移動自粛や島外者との接触について慎重を期し、感染地域や島外者との接触があった場合には福祉関係施設、病院等への通院自粛、病院福祉関係者職員は外食禁止など、感染防止に努めたことにより、8月中旬以降、新たな感染者が発生しないことは、市民の感染防止の協力のたまものだと思われまます。今回佐渡の医療体制確保のため、9月6日、市長、佐藤市議会議長が県庁へ新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書を携え、県庁を訪問し、佐久間副知事へ地域医療体制を守るため、県と市、医療機関の連携の重要性や市民の安心、安全を確保するための検査体制充実などについて説明し、理解を求めたことは、市民の不安解消に大きく役立つものと思われまます。

そこで、通告にあります質問に移ります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止と市民の感染不安の解消を問います。新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種の進行により感染者の減少や重症化の軽減が

期待され、一定の効果を発揮しましたが、デルタ株など変異ウイルスにより終息の見通しが危ういものとなっています。治療薬の開発などにより新型コロナウイルスが季節性インフルエンザと同等になるまでは、当面現在の対応を続けていく必要があると思います。現在ワクチン接種で高齢者の新規感染者、重症化の予防で高齢者の占める割合は低下していますが、デルタ株に置き換わる中で、高齢者の重症化の実数は減少していません。このため水際での防止策として、新型コロナウイルス感染症の陽性者、主に無症状者を早期に発見し、クラスター感染等の拡大を防止するため、高齢者施設、保育、教育関係施設、宿泊施設の従事者などに対しPCR検査の定期検査を実施し、感染防止ができないか伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症発生時の佐渡市の対応や感染状況などについて、市民への説明が十分との指摘が市民から寄せられましたが、今後はどのように取り組むか伺います。

(3) 番目に、新型コロナウイルス感染症の拡大は、男性と女性に対して異なる影響を及ぼしました。特に女性に対しては、就業の面から生活の面について様々な形で深刻な影響を与えています。日本全体では、新型コロナウイルス感染症による女性の就業への影響は、2020年4月には男女とも減少しましたが、男性39万人の減少に対し、女性は70万人の減少になりました。また、自殺者の推移では、女性の自殺者は2021年4月で594人、前年同月差で150人の増加です。前年同月差では11か月連続で増加し、2020年合計では男性は前年比で23人の減少でしたが、女性は935人の増加となっています。また、母子世帯は30年間で1.54倍増加しております。非正規就業割合は52.3%です。平均年間就労収入は200万円、養育費の受け取り率24.3%と取り巻く環境は、悪化の一途です。このため、女性活躍・男女共同参画の重点方針2021では、コロナ対策の中心に女性を第一に掲げています。①、雇用、労働、女性デジタル人材、独り親の職業支援、2番目に困難や不安を抱える女性への支援、3番目に生理の貧困への支援を掲げていますが、佐渡市としてどのように取り組むか伺います。特にコロナによる雇用情勢の悪化による収入減で、生理用品が買えない等の報道もされています。地域女性活躍推進交付金の活用で、学校、公共施設等で生理用品の設置ができないかお伺いします。

次に、住宅用火災警報器の設置と維持管理について伺います。佐渡市における住宅用火災警報器の設置率は、令和2年7月1日時点で75%、条例適合率55%と県平均の設置率87%、条例適合率72.2%を下回っていますが、原因は何か。

(2) 番目に、住宅用火災警報器の設置義務から10年以上経過し、電池切れや故障などによる不作動等が懸念されます。対策はどのように講じていますか。

(3) 番目、住宅用火災警報器の維持管理について、点検、交換の状態が玄関などにシール等で外部から確認できるようにならないか伺います。

(4) 番目に、火災の未然防止と発生時の対応について、各地域で地震、津波避難訓練と同様の対応が必要ではないか。対策を講じているか伺います。

3番目の質問です。業務手順書を活用した内部統制の整備、運用について伺います。内部統制とは、組織の中に設けられたチェックの仕組みの総称です。組織内には担当者から主任、係長、課長補佐、そして課長といった仕組みになっております。このように内部統制は、佐渡市役所の組織内に既に設けられています。この仕組みに磨きをかけ、精度を高めることが今求められています。まずは市役所各課において保有している事務手続、マニュアル等について総務課等が運用状況、見直しなどを統括管理し、関係職員の

周知、改善を図るP D C Aサイクルを構築すべきですが、どのようになっているか伺います。

(2) 番目に、コンプライアンス強化の一環として、事務処理ミスについてその概要を公表し、行政運営の透明性の推進と再発防止を図る取組が柏崎市をはじめ、全国各地で取り組まれています。事務処理ミスの原因を単にミスを起こした当事者の問題で済ますのではなく、ミスの発生を改善の契機として捉え、各職場においてミスを発生した要因を人の要因、仕事の仕組み、ツールの要因、職場環境の要因など複数の観点から分析し、再発防止策を講じる必要から、ぜひ取り組むべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

(3) 番目に、事務手続の効率化に伴う業務の可視化で、内部統制の見直しにR P A、ロボティックプロセスオートメーションの導入が期待されますが、佐渡市の対応はどうなっているか伺います。

(4) 番目に、内部統制の整備、運用により、監査委員が行う財務監査などで監査対象としていた部分の一部を省力化し、特定の部分に重点化することが可能となりますが、監査の立場から内部統制の整備、運用についてどのように捉えていますか。お答えください。

4番目の質問です。佐渡市農業政策について伺います。農林水産省の農業経営統計調査によれば、令和元年度の米の生産費は個別経営、全国平均で10アール当たり資本利子・地代全額算入生産費で12万9,505円となっています。60キログラム当たりでは1万5,155円です。また、作付規模別の全生産費60キログラム当たりでは、0.5ヘクタール未満は2万7,301円、0.5ヘクタールから1ヘクタールでは2万1,490円、1ヘクタールから3ヘクタールでは1万6,221円、3ヘクタールから5ヘクタールでは1万3,653円、10ヘクタールで1万2,519円となっております。トキとの共生を目指し、田んぼの生態系に配慮した生き物を育む農法の取組により佐渡市認証米をブランド化し、水田農業を進めてきましたが、令和3年度産米のJ A佐渡の仮渡金単価はコシヒカリ1等で1万2,600円、こしいぶき1等で9,800円と生産費を賄えない状況です。このままでは離農が進み、耕作放棄地拡大が懸念されます。生産意欲継続に向けた政策は、どのようになっているかお答えください。

また、新たな米政策により、需要に応じた米の生産調整が毎年超過達成されております。大規模生産者は、作付面積を確保するため、他の集落等から調整面積を購入しています。米価下落が続く中、生産費削減のため、行政が強いリーダーシップを発揮し、調整すべきと考えますが、いかがでしょうか。

(3) 番目に、第3期世界農業遺産保全計画では、この間の取組の総括と今後の方向性が示され、生態系の保全と農業経済を両立させる持続可能な農業経営モデルの構築と拡大を目指しています。農林水産省のみどりの食料システム戦略での有機農業との関連はどのように取り組むか伺います。

以上、壇上での一次質問を終わります。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、佐藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の問題でございます。本当に市民の皆様方のお力添えをもって、今しばらく感染が止まっている。そして、またお盆の期間含めて、新しく感染が出ていないということは、本

当に皆様方のおかげだということで感謝申し上げるところでございます。デルタ株、非常に感染力が高いということをおっしゃっておりますので、これからは我々も含めて油断がないように、しっかりと市民の皆様と一緒にまた取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いするところでございます。

その中でPCR検査の状況でございます。PCR検査の判断につきましては、我々はこのように判断しております。まず1つが感染後初期、この段階では陽性率がゼロから30%、非常に低い状況でございます。様々なことを調べていくと、やはり症状が出た後によやく8割、9割という高い感染が確認できるというのが実はPCR検査の一つの考え方でございます。そういうことを考えていくと、やはり無症状の方を早期発見すると、こういうことには非常に効率的ではないというふうに今判断しておるところでございます。ただ、一方で症状が出た場合、これは今保健所の行政検査によって、濃厚接触者に関してPCR検査を行っているところでございますが、ここは広くやる必要がある。すなわち濃厚接触者以外にも濃厚接触者と接触をした段階で早めにPCR検査をやって、出ない可能性も高いですが、やはりその中で万が一のことも考えながら取り組んでいくべきというふうに考えておるところでございます。この早期発見のために積極的に広く検査をする。これは、やはり検査状況、発生状況に応じて積極的に取り組んでいくという形を我々は取っていききたいというふうに考えております。また、新潟県のほうも当初よりもかなり広く行政検査のほうを今やっただいているというふうに理解もしておるところでございます。現在佐渡市では、感染拡大防止のためPCR検査費用補助金を出して、これは企業活動を妨げないよというふうに支援をしておりますが、新潟県のほうにもこの支援のほうもまた改めて要望したところでございますし、またコロナが発生したようなケースに合わせてPCR検査センター、そういうものの設置も他の市町村と同じように佐渡でも行うよというふうには要望して、前向きな返事をいただいておりますので、やはり発生状況に応じては積極的なPCR検査に取り組んでいくというふうには方針になるというふうに考えております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の説明、市民への周知の問題でございます。まず1つ、これ大原則といたしまして、決して、発生して市中感染のおそれがある場合に情報を発信していないわけではございません。ここは間違えないよというふうに思っております。保健所の判断、県の判断になりますが、もし不特定多数の感染のおそれがある場合は公表するよということになっておりますので、それは公表しております。ということは、本当にご不安というのはいわゆる我々も承知しておりますが、きちっと濃厚接触者が追いかけている状態であるときには個人情報保護の観点から、その個々名、場所については出さないというのが基本的な考え方になっておりますので、それが出していない場合は決して市中感染のおそれはないよというのが要は情報発信の一つの基本であるよということをご理解いただきたいよというふうに思っております。

それと、場所の問題も様々おっしゃっておりますが、コロナの感染症自体は決して場所で発生するものではなくて、人を媒介してうつっていくものでございますので、外に出た菌は1日、2日、場所によりますが、その程度で全てなくなってしまうよというか、感染するおそれはなくなります。そういう意味で場所よりも、やはりしっかりと濃厚接触者を含めて、先ほど申し上げたよようにPCR検査も含めてしっかりと発見して、しっかりと自宅待機などの対応していくよということが一番になるよと思っておりますので、佐渡でコロナが出ても、しっかりとマスク等をしていただければ、例えばお買物等を含めて、大きな感染が広がるよ

ことは基本的にはかなり確率としては低いというふうに見ておるところでございます。そういうことが一つの基本になりながら、議員からおっしゃっていただいたとおり感染症の法律に基づいて厚生労働大臣及び都道府県知事がこういう情報については公表することになっておるところでございます。その際に個人情報の保護、ここには十分注意するということが書かれているわけでございます。我々としては、感染者が発生した場合、新潟県の発表した内容を基に、感染者の予防のために緊急情報伝達システム、佐渡市ホームページ、市民メール等でできるだけ早く、我々としてできるだけ出せる情報を出していくということを心がけて取り組んできたところでございます。そういう点がございまして、市民の皆様の不安解消、これは特に医療の問題になると考えておりますので、クラスターの発生など併せまして情報共有体制、そしてもし大規模に佐渡で発生した場合の医療の維持体制、そして先ほど申し上げたPCRの検査体制、この3つに関して先般新潟県のほうに議長と一緒に要望させていただいたところでございます。

続きまして、本年6月に策定された女性活躍・男女共同参画の重点方針2021、この取組でございます。佐渡市では、国の高等職業訓練促進給付金事業を活用した独り親の就業支援のほか、子ども若者課に女性相談員を設置し、女性に寄り添った相談支援等、既に様々な施策を実施しているところでございます。議員ご指摘の生理の貧困でございますが、県が国の地域女性活躍推進交付金、これを活用し、女性のつながりサポート事業として県内の市町村に対して生理用品の配付を7月末から実施したことを受けまして、佐渡市では児童扶養手当受給者への配付等を進めているところでございます。また、学校や公共施設への生理用品の設置でございますが、学校は各校の保健室に配備しております。ほかの公共施設では、利用状況によって、必要な場所に配備するという方針で配備をしているところでございます。

続きまして、住宅用火災警報器の設置の問題でございます。この設置率でございますが、新潟県の平均設置率より12%低い75%となっております。平成23年に全ての住宅で設置が義務化になって以降、防火訪問、チラシ配布等の広報活動や自主防災訓練、救急講習会等で周知を行っているところでございます。しかしながら、なかなか設置率の向上につながっていないということも現状でございます。この要因でございますが、聞き取りをしている中ではやはりあまり要らないのではないかというお声が多々いただいているということでございます。やはりここら辺の理解を進めていくということが重要だと考えておりますので、今後も消防職員、消防団員の連携した戸別訪問などにより設置の有効性をご理解いただくということで取り組んでまいりたいと考えています。具体的な対策については、消防長からご説明させます。

業務手順書を活用した内部統制の整備等でございます。議員からもご指摘があったように、我々としては一定程度の業務手順書をつくりながら、一定程度内部統制の仕組みはできているというふうには考えているところでございます。このマニュアルにつきましては、業務ごとに整備されて、必要に応じて更新されているというのが現状でございます。総務課等による一括管理ではなくて、我々のところはそれぞれの部署においてしっかりと管理をし、対応していくことで進めている状況でございます。

一方で、事務処理のミス等について、これは当然原因を検証し、再発防止に取り組んでいるところでございます。しかしながら、同じような内容でミスが発生しており、そこにそもそもマニュアル等が生かされていないという現状があるというのも事実でございます。そういう点で我々が考えているのは、マニュアルの問題ももちろんいろいろありますが、やはり基本的な事務処理能力の向上も含めた評価と研修、これが重要ではないかというふうに考えて、これに今取り組んでおるところでございます。公表の問題で

ざいますが、私自身は積極的な事務処理によるミスというのもちょっと難しいのですが、本当に怠惰等の過失ではなく、一定程度どうにもならないミスもあるわけでございます。そういう部分について公表するのが適切かどうかということはあるというふうに考えております。しかしながら、怠惰等の重大な過失によるミスについてはしっかりと公表すべきであるとも考えております。今懲戒等については公表基準がありますので、これとのバランスを考えながら公表基準等を一定程度検証していくということが重要になると思いますので、そこについて我々としても内部検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

RPAの導入につきましては、RPA自体を現在ということは検討の段階ではございません。しかしながら、AI機能を活用して、迅速な市民サービスの対応が可能だというのはもう他の自治体も実施している内容でございますし、私自身もシステムを使っている業者のほうとも一旦話をさせていただいたところでございます。こういうものに向けて、引き続きAIを活用した窓口サービス、市民サービスの向上に向けた導入については検証してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、監査委員の立場からの内部統制の運用でございますが、ここにつきましては監査委員事務局からご説明をさせていただきます。

続きまして、農業の問題でございます。まず、米価の下落等の問題、生産意欲継続に向けた体制というご指摘でございます。まず、米価の下落でございます。これは、コロナウイルスの影響は、もちろんございます。しかしながら、私自身はやはり人口減少、そして1人当たりの米の消費量の減少、そして一番問題なのかもしれませんが、食の多様化、やっぱりこういうものが非常に大きな原因を占めているというふうに考えているところでございます。これによって、需要の減少が非常に進んでいると。結果、市中在庫が残るから、米価が下がると、この流れがあり今下がっているというふうに考えております。この下落に備えたナラシ対策、ここはしっかりと取り組まなければいけないということなのですが、やはりこれも認定農業者でないと加入できない等、やっぱり問題があるというのも制度上の問題であるというふうに考えております。ただ、これいづれにしろ今後5年、10年を見据えたときに、日本全体の問題であり、しっかりと生産調整の在り方、主食として米をどう支えていくのか、需要と供給のバランスをどのように持っていくのか、ここを相対的に議論しない限り1個1個の問題で解決すべきものではないというふうに考えているのが今米価下落に対する私の全体的な考え方でございます。このような中でございますが、しっかりと佐渡で農業を継続させていかなければなりません。その根拠といいますか、その一つの方向としては、どうしてもやはり利益の出る体制をつくらなければいけない。そのために現在機械の共同利用を行う集落営農組織、水稲とアスパラガスなどの園芸作物等の複合経営、こういうものをやはりしっかりと取り組んでいかざるを得ないというふうに考えておるところでございます。これに合わせた営農体制、これは地域に応じた営農体制、ここをJAと一緒に何としてもつくっていききたいというふうに考えており、今いろいろなところで話し合いをしながら進めておるところでございます。

需要に応じた米の生産でございます。生産数量の目安を示すに当たり、これは市も一緒に考えておるところでございますが、佐渡市農業再生協議会において、JAをはじめとする生産調整方針作成者からの販売予定数量に基づいて毎年見直しを行っているということでございます。

作付面積の調整でございます。一定程度今年も少しずつやっておるところでございますし、個人、法人

を問わず、集落内での調整、肩代わりでの取組等がエリアで進められているところでございますが、これは金銭のやり取りがあったり、なかったり、地域において様々なルールがございます。この各地域独自の方法を一定のところでも市が調整をしていくというのは、実は今までも議論はしてきたところでございますが、やはり非常に難しいというところがございます。そういう点でやはり不作付面積の有効な活用も含めて、生産調整方針作成者で、我々も一緒に連携をしておりますが、しっかりと調整ができるような体制を取っていくのが今のやり方でないかというふうに考えておるところでございます。

続きまして、世界農業遺産の保全計画と有機農業の問題でございます。今般国で示されましたみどりの食料システム戦略であります。農林水産省としてかなり踏み込んだ内容だというふうに私は評価しております。2050年までに有機農業を全耕地面積の25%以上に上げていく、農林水産業の二酸化炭素排出量を実質ゼロにするなど、環境への負荷低減、また生物多様性の保全につながる目標値をしっかりと掲げているところでございます。まさにこれは、佐渡が目的とする里山農業が目指すべき姿であると考えております。来年度に向けて、既に実は北陸農政局長とお会いして、佐渡でもみどりの農業戦略をやっていきたいということは強くご説明をしたところでございます。今新しく出ております国のみどりの戦略の交付金、これも十分佐渡で使えそうだというふうに今見ておりますので、これらを視野に、これは全部を進めるということでは全くございません。しかしながら、一部一部、やれるところから積極的に無農薬、無化学肥料栽培、この団地化を進めながら、まずは保育園、小中学校の給食、この量をしっかりと確保して、食の安全、安心な体制を島で作り、それを島内外に発信していくということの中で若い世代を中心とした移住、定住にも影響があると考えております。そういうことをやりながら佐渡全体の農業の魅力、米の魅力をつくりながら販売戦略を取って、高付加価値販売を目指していくというのも一つの方法かというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） 住宅用火災警報器の維持管理についてご説明いたします。

住宅用火災警報器の設置義務から10年を経過している中、電池切れや故障などへの対策でございますが、消防本部では住宅用火災警報器の設置促進と併せまして、維持管理、点検、交換につきましても平成28年から周知、広報活動を行っており、今後も戸別訪問により直接足を運び、維持管理の重要性を強く周知、指導をしております。

次に、住宅用火災警報器の点検、交換の状態が確認できるよう、玄関などにシールで外部表示をすることにつきましては、地域における防火意識の高揚等を図る上では有効な面もあると思われませんが、その反面、家庭の情報を外部に出すことには抵抗を感じる方もいるかと思われれます。また、消火器や住宅用火災警報器の悪質訪問販売者の目印となることも危惧されるものと思っております。

火災の訓練についても、各地域で地震、津波避難訓練と同様に必要ではないかということでございますが、火災の訓練を地域ぐるみで実施することで、地域全体の防災力の向上、住宅防火の意識向上にもつながる重要な防火対策であり、消防本部においては現在消防団、関係機関と連携した住民参加の消防訓練に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

齊藤監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（齊藤昌彦君） 私のほうから監査の立場からの内部統制につきまして、ご説明をさせていただきます。

佐渡市の監査につきましては、佐渡市監査基準に基づき、毎年度監査計画を定めて実施しており、法令で実施が規定されている定期監査、決算審査、例月出納検査のほか、監査委員が必要と認めるときに行う行政監査や財政援助団体等監査などを実施しております。地方自治法に規定される内部統制を踏まえた監査につきましては、首長から内部統制の評価報告書が監査委員の審査に付された場合、その内容が適切かつ問題がないかを審査し、意見を付するものとされております。監査の立場といたしましては、内部統制体制が整備、運用されて、法令等に即した事務執行が徹底されるようになれば、それらの合規性や正確性の検査に当たる時間が削減されることにより、実施した事業が最少の経費で最大の効果を上げているかという経済性、効率性、有効性の視点を重視した監査へより注力することが可能になるというふうに考えられます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） それでは、新型コロナウイルス感染症のことについてお伺いします。

9月6日、県知事宛ての新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書についてお伺いいたします。要望書は3項目ありますが、新型コロナウイルス感染者の入院等に関する情報の共有体制の確保についてという項では新型コロナウイルス感染者が判明した場合には市民の不安を解消するため、地域医療体制への影響やクラスターの発生などの情報を県と市が共有し、連携して迅速な対応が取れるよう密接な情報共有体制を確保することというふうにしてあります。2番目に、地域医療を守る体制の確保について、3番目に地域外来・検査センターの設置についての項では離島である本市での新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、佐渡保健所管内に地域外来・検査センターの設置や感染拡大時における臨時PCR検査センターの開設など、本土並みの体制を確保することということで要望されておりますが、対応した佐久間副知事の対応についてお答えできる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 3つお願いをしてきたところにおいての1つ目の情報共有でございます。情報共有につきましては、やはり申し上げておるとおりクラスターが発生するようなケース、個人情報保護を一つの柱にしながら、クラスターの発生予防とか、そういうことに関してはできるだけ積極的に情報を共有していきたい。

そして、もう一つお願いした医療体制の問題でございます。もしコロナの感染者が出たときに、どのようにして佐渡で医療を診ていくのか。そして、そのときに普通の一般の患者をどのようにして受け入れていくのか。やっぱりそういう部分が、今急性期病院は基本的には佐渡は1つでございますので、やっぱり

そういう体制に対して県のほうから人の派遣も含めた形で応援をしていくというようなお話はまたありました。ただ、ここはその都度議論しましょうということにはなっております。そこが1つ目と2つ目でございます。

それで、3つ目のPCR検査につきましては、今いろいろな形で市がやっているような補助事業に対する支援も検討していきたいというお話もいただきましたし、一方でコロナの感染者が出た場合のPCR検査センター設置なども、これは前向きに考える必要があるというようなことはお話いただきましたので、基本的には最初に当初から離島の医療のことはしっかりと考えているということはお話いただきましたので、意図はしっかりとご理解いただけたというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） それでは、医療体制の確保というのがやっぱり市民が一番、佐渡病院、両津病院、その他の病院もありますが、ここが一番やっぱりたくさん出たときどうするのだというところなのですが、ここら辺はもう少しちょっと具体的に市民への説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） これは、まず1つ大前提で申し上げたいのがコロナ感染者が出た数の問題ではないということをご理解いただきたいと思います。ただ、数の問題が怖がられるのは、その数に応じて一定程度の比率で重症者とか中等症の患者が出られると、やっぱりこの問題だということでございます。一定程度本当に軽症のみの方であれば、自宅待機の方法も含めて、様々な形があるわけでございますが、重症者が出た場合、この話になると、これは実は新潟市内の発生状況、重症者の数の状況、ここと大きくリンクしてくるものと思います。そして、もう一つが移送体制の問題と、この2つが出てくると思います。そういう点では、やはりでき得る限りは佐渡で診ながら、医療人材の派遣もしくはできない場合には海上保安庁を含めて、様々な形で新潟市のほうに搬送するということがお話をしたところでございますが、やはりその一番大事なところは新潟市の発生状況でございます。ベッドが県内で空いているかどうかということで、コロナ感染者の対応につきましては県下全体で調整をしていくということになっておりますので、私どもとしては佐渡が離島であるが、県下全体、平均にしっかりと医療が受けられる体制を取らせてほしいということをお願いしたというところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） それでは、今ほど東京とかそこら辺ではコロナにかかった人が自宅待機というような状況が発生しておるわけなのですが、佐渡で大量にクラスターが発生して、どこかホテルとか待機するような場所というのは具体的に何かあるのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） そういった点につきましてもやはり感染症ということなので、新潟県のほうで調整することになってはおりますが、やはり地元の同意とか、そういったものもございまして、今の

ところは決まってはございません。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） そうすると、大量に出た場合には非常にちょっと心配だというのが、やっぱりまだ懸念が残っているということですので、この点はやっぱり市長をはじめ、また関係者で県のほうに要望していただきたいというふうにして思います。

次に、女性の貧困の女性参画の重点方針のところをお伺いいたします。雇用、労働、女性デジタル、そして貧困の不安を抱える女性への支援、生理の貧困というところのこの3本柱のところでは、佐渡市のところでは具体的にどういうふうに行っているかお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

まず、女性の活躍推進の中では、雇用の問題は先ほど市長答弁ありましたように、高等職業訓練というようなことで、学校に通いながら資格を取る。そのための生活費の助成をするというようなことが国の制度でございますので、そちらのほうは市のほうでも積極的に取り組んでおります。

それから、また女性の相談につきましても、今大体女性相談かなり増えておりますが、女性相談員のほうがきちっと丁寧な寄り添った相談を承って、解決はすぐにはできないことが多いですけれども、そのような形で取り組んでおるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） コロナの影響で、女性が一番被害を被っている、弱いところの部分だと思います。

困難や不安を抱える女性への相談というのは的確にやっけていただいているようですが、内容的には佐渡のところはどういう状況か、お答えできる範囲で結構ですので、教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

詳しい内容は、ちょっと個人の特定期間もありますので、控えさせていただきますが、多いのはやはり家族間のお悩みです。そういったところが多いです。就業等につきましては、一部ございますけれども、うちの就労支援員と一緒に就労につないでいるというような状況で、さほど就労関係は多くないというふうに感じています。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 女性、独り親世帯の母子家庭だというふうに思います。なかなか収入も少ない中で、ご苦労しておられると思いますので、ぜひとも相談においては親切に乗ってあげていただきたいというふうに思います。

それで、特に生理の貧困についてちょっとお伺いいたします。私も女性参画のところの内容をちょっと

拝見しましたら、生理について書かれておる部分がありまして、ある調査によると女性が一生涯生理用品にお金を払うのは40万円だという調査報告がありました。40万円も払うのかと。日々にならずとそう大したことはないのですが、男性と女性の違いは私は生理だと、まさしくそう思います。ここでやっぱり40万円の差があるということについては男性側も認識して、この部分をやっぱり補助していく、何とか補強していくというような体制が必要だと思えます。東京都のほうは、高校で9月から生理用品のトイレへの設置が始まりました。学校のほうも保健室に設置がされているようにお伺いしております。設置した中、保健室に取りに来たときに、何で生理用品を持ってこないで取りに来るのかというようなときには、一応家庭の状況を聞いたりとかというチャンスでもあるようにして報告書には書いてありました。ただ、男性と女性の違いのところでは、やっぱりトイレにはトイレットペーパーと同じように生理用品をきちんと設置すべきだと思うのです。なかなか今までそういう発想はなかったと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

トイレットペーパーと同じように設置ということでございますが、なかなか今公衆のトイレ等でございますと盗難問題、そういったものもございます。学校等につきましては、やはり簡単に設置をして誰でも持っていけるというよりも、今ほど議員おっしゃられましたように相談の内容、そういったものも大切になってくると思います。今回新潟県が配付させていただいておりますが、その中でも配付が目的ではなく、それを一つのきっかけとした相談、貧困の問題であったり、女性問題に関しての相談につながるという意味での事業というふうに聞いておりますので、そういった形での配付等が望ましいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 女性活躍、男女共同参画のところでは、全国の市町村の中でも佐渡市も手を挙げて、補助事業に参加しておるといふ、非常に評価するものだと思います。ぜひとも生理用品のところでは企業へもスポンサーになっていただいて、男女共同参画に関心のある企業をスポンサーにして、生理用品の定期的な設置とかということも取り組まれておるようです。いろいろな形で部分的でもいいですし、ぜひともトイレットペーパーと同じように設置を考えてほしいのです。これは、もう男女の共同参画の意識改革だって、なかなか進みません。でも、目に見えるところ、生理用品とか、そういうところは目に見えるところなんです。だから、そこのところも考えて、ちょっとやっぱり市のほうで何とか思い切ったことを、方策はできませんでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

佐渡市のほうでは地域女性活躍推進交付金、これにつきましては毎年男女共同参画のセミナーを実施しております。そちらの実施の財源とさせていただいておりますのが現状でございます。今ほど議員おっしゃら

れました民間の方とというようなこともご提案いただいております。その中で交付金の活用は、ちょっと配付だけというのは難しいというのが交付の要件となっておりますので、先ほど東京のほうでもという話を伺いましたので、ちょっと研究をさせていただきたいと思いますが、なかなか、ではどこにという部分になってくると難しいと思いますし、どうしてもやっぱり共同参画という意味におきましては、物を配付するだけというのはなかなか意識向上にはつながらないというふうに考えてございますので、もう少ししっかりと研究をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） ここの中でも意識改革がなかなか進まないなというふうにして思いました。ただ、思い切って、ここで佐渡市のほうはやっぱり女性に優しい、同等な立場でやれる市だと、地域だということとで、外からの人材の呼び込みにも非常に役立つことだと思えます。ぜひとも女性参画のところでの生理用品、これ一つの事例だけですので、これに固執するわけではありませんが、ぜひともこれを一つの契機としてやっぱり考えていただきたいというふうにして思えます。

続いて、住宅用火災警報器のところの質問をします。下回っている原因は何だかというところは、ちょっと不明瞭なところでありました。ただ、10年経過して、作動するのかどうか分からない、電池切れになっているのかどうか分からないというようなところもたくさんあるかと思えます。また、地域によって違うと思うのですが、消防団のほうで、私も過去に消防団員をやっております、火災警報器のところを調査に歩きました。ただ、中に上がって寝室のところにつけてあるのかどうかというところの調査まではしていません。今の消防団に聞いてもそこまではしていないと。あるかないか聞いて、ありますということは、調査までは進んでおるようです。ぜひとも可能な地域のところは中に上がらせていただいて、きちんと設置されているのか、作動するのかどうか、有効期限がちゃんと守られているのかどうか、こちら辺をできるところからで結構です。やれませんか、消防長。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） ご説明いたします。

現在消防職員、消防団の戸別訪問で住宅用火災警報器の設置指導を行っておるところでございますが、やはり日中不在のお宅が多いと。あと、設置場所がやはり寝室ということで、職員等ではなかなか遠慮する部分もございますし、やっぱり嫌がる方が多うございます。この辺でやはり集落、各地区辺りの協力などがいただければ、その辺スムーズに取付け支援なども可能となるのではないかと考えます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 消防署の職員の方は、日々の業務で非常に大変だというふうにして思えます。消防団のほうは地域に根差しておりますので、ほぼ顔見知りだというようなところの関係は築かれているのだと思えます。嫌がる人は、それは確認しなくてもいいですが、協力してもらえるところは集落ぐるみでやっぱり協力して、中の設置状況確認というのを私はすべきだと思います。それと、そういう関係を構築することによって、集落内のやっぱり結束とか、いろいろなことにも私はつながるのだと思えます。消防団

の費用弁償、なかなか予算も少なくなっておるのでしょうかけれども、火災警報器の設置の確認について予算を組んで、やるべきだと私は思います。私両津地区ですが、過去にやっぱり両津夷地区で2件ほど大きな火災がありまして、死亡者が出ております。消防署職員、警察の方もそうですが、亡くなった方の遺体のあるところへ入っていかなければいけない。非常に私はかわいそうだなと思います。建物は燃えてなくなれば、また建てればいいわけですが、生命のところは復元できないわけです。ぜひとも消防団に住宅火災警報器の予算措置とかというのはできないもののでしょうか。お伺いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） ご説明いたします。

現在でも年間消防団のほうにはご協力いただきまして、戸別防火訪問お願いしておるところでございます。昨年の防火訪問の実施状況については、消防団においては5,658世帯回っておられますので、現在コロナ禍の状況でございまして、自粛等もございまして、費用弁償のほう予算化いたしまして、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 住宅用火災警報器設置の維持管理基本方針というところがありました。ここでは住宅用火災警報器の未設置世帯に対する働きかけの強化は、消防団のほか、自治会等の地域に密着した組織との協力のほか、日常的に高齢者と接する機会の多い福祉関係団体との連携などの提案もありますが、佐渡市としてはこの連携についてはどのように取り組んでいますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） ご説明いたします。

以前は各所管課等ご協力いただいて、防火訪問、戸別訪問を行っている状況もございましたけれども、現在は主に消防職員、消防団員で防火訪問、戸別訪問を行っているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） ぜひとも福祉、ホームヘルパーとか、そういう方々も住宅に上がり込むわけですから、寝室に行ったりします。ぜひとも警報器があるのかなのか、作動するのかなのかという確認ぐらいは協力依頼も幾らでもできると思いますし、福祉関係職員ですので、その点の配慮はできるかと思います。ぜひともこの点は考慮して、連携していただきたいと思います。また、集落等で共同購入して、設置を一緒に進めるといえるときに、負担の軽減で、補助金等で設置率、そして更新率上げるということではできませんでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

羽二生消防長。

○消防長（羽二生正博君） ご説明いたします。

助成でございますが、消防本部では平成23年、義務化を迎えるに当たり、助成事業を義務化前に行っております。現在消防としては予定は考えておりません。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） ちょっと残念なのですが、たかが2,000円とか3,000円の話だと思います、1個。ただ、それで火災で助かる人もいます。そういうことのために、ぜひとも負担軽減のところはもう一度考えていただきたいというふうに思います。あと、連携のところでは住宅の関連業者、大工とか、中に入る人もいます。リフォーム業者もいますので、ぜひともそういう方々との連携も頭の中に1つ入れていただきたいというふうにして思います。

それでは、内部統制の運用整備についてに移ります。内部統制は、何も難しい仕組みを構築することではありません。事務手続を整備して、法令に準拠しているか、無理、無駄な手続になっていないかを絶えず確認、検証する作業にほかなりません。整備には一時的な負荷はかかりますが、滋賀県の湖南市というところがあります。事務手続をこちらは公開しております。行政の透明性を確保するために、年2回の見直しをしております。こういう例もありますので、優秀な佐渡市でありますので、一足飛びにできなくても、職員に内部統制何だかということの聞き取り、そして共有することを前提に始めるということはいかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

市長も申しましたとおり評価、研修等の中にそういったものを含めて、今後取り組んでいければと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） お答えは前回の6月と同じような話で、分かりました。

7月29日、議員全員協議会で職員の懲戒処分のご報告がございました。工事代金の支払い遅延ということの話ですが、原因の究明と再発防止策が講じられております。昨年も発生した工事代金の支払い遅延の教訓が私は生かされていないということが一つの原因だと思います。やっぱり原因の深掘りが不十分で、なぜ発生したのか、原因は事務手続にあるのか、そのほかの原因なのか。こういうことの深掘りがやっぱり足りないということが再発する原因ではありませんか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおりそういった面も当然あるかと思えます。ただ、実際、そういった形で原因等につきましても確認をし、その再発防止につきまして、今グループウェア等で周知徹底をしておりますけれども、市長から指示を受けた中で課長等の会議等を含めまして、検討していくように指示をいただいております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 令和2年度の佐渡市各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見書での結びのところであります。ここはほぼ昨年の意見書とほぼ同様な内容です。次のように書かれております。事務執行においては、財産に関する調書の報告漏れ、支払い遅延及び予算科目の執行過ち等、従来から指摘している事項が散見された。適正な事務執行ができるよう、組織として何をすべきか、またチェック体制は保たれているか検証し、事前に予防できるような体制を構築するなど内部体制の確立に努められたいと結ばれております。この指摘事項に対しては、どのように受け止めておるかお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

昨年度に引き続いて同じような中身のご指摘がございました。取組が不足しておる部分につきましては、ぜひとも今後改善していきたいと考えております。研修等につきましても内部研修、いわゆるOJTといえますか、職員が職員に対して事務手続等の研修を行う、それから制度の周知、説明等を行うというような形で、内部の中でそういったことを深めていきたいというところで今取り組んでいるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 内部統制の見直しは、単なるチェックの見直しというよりも、組織の持続的発展性が期待されることだと私は思います。業務の可視化を含めた内部統制の見直しが職員の働き方の見直しにもつながる。そして、組織全体で共有されることだと思いますが、この点市長はどのようにお考えかお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 業務の可視化という提案、そして私も湖南省のものちょっと勉強させていただいておりますが、リスク管理という点ではやはり我々のところ少し足りないのかなというふうに思っております。一方で、働き方ということになると、もうこれだけではなくて、やはりマニュアル等を、業務の手順等というのは基本的に必要でございますが、先ほど総務課長から申し上げているとおり一人一人がこれをまず理解していて実行できるかどうか、やっぱりそういう面もしっかりと議論をしていくということが大事だというふうに考えております。マニュアルがあっても、理解をしても実行しないケース、こういうケースでの事務処理問題がこの数年、圧倒的な数でございます。そのためにマニュアルをつくる。しかしながら、そのマニュアルがまた遵守されない。では、そうするとなぜ遵守されないかというところに問題がいくわけでございます。それに向けて、先ほどから申し上げているようにしっかりと評価と研修をしていかなければいけない。その中で議員からご指摘あったように、公表のほうもどのようにしていくかということも議論しなければいけないというところが今の内部統制を含めた、事務処理の問題を含めた観点であるというふうに理解しております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） これは、前にも質問のところで市長にも言ったわけですが、行政は1個です。競争はありません。佐渡市ナンバーツーという企業はありませんので、ぜひともここはもう市民に頼られる市役所を目指して、内部統制の構築をぜひとも進めていただきたいと思います。期待しておりますので、お願いいたします。

それでは、農業政策についてお伺いいたします。農林水産省の令和4年度概算要求で、みどりの食料システム戦略推進総合対策で環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区の創出とあります。佐渡市として、地域の農業者、事業者、大学、研究機関やシンクタンク等が連携して行うビジョン、計画策定に向けた調査、検討、有機農業指導員の育成、確保を支援するとあります。モデル地区への参加というのはどのように考えているかお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川農業政策課長。

○農業政策課長（中川克典君） ご説明申し上げます。

このほど農林水産省のほうが示しました令和4年度の概算要求の中には、議員おっしゃるようにみどりの食料システム戦略推進交付金、これが盛り込まれてございます。この中には今後、市長の答弁にもございましたけれども、当市が実施を検討しております無農薬、無化学肥料米の学校給食の提供、また地域循環型の農業モデル、こういったものを今後私どものほうで検討してまいりますので、ぜひこの国の事業には手を挙げて、実施していきたいと考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） みどりの食料システム戦略では、有機農業というのが柱に1つなっております。佐渡市の場合の有機物のところは島内循環というのが望ましいところではありますが、どのように調達していくか、何かお考えがありましたらお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川農業政策課長。

○農業政策課長（中川克典君） ご説明申し上げます。

現在まだ私どもも構想の段階でございますけれども、島内の循環の仕組みづくりといたしましては、農業関連におかれましては資源をまずフル活用したいと考えております。これにはまた牛ふんであったり、もみ殻、こういったものを有機農業の仕組みづくりの一つとして、まずはこういった農業から出る有機物のほうを有効活用したいと考えておりますし、また水産資源でありますカキ殻の活用も、これは可能性高いと思いますので、併せて考えていきたいと考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 有機物については、佐渡は何があるのかというのを調査して、有効活用をするという農業政策課長のお答えでした。なかなか現状では水稻のほうの肥料についての有機物は、ほぼ島外から

入っている。このまま島外から入れるとカーボンゼロには全然なりませんので、ぜひともこの有機物の調達は早めに調達いただきたいと思ひますし、有機物のところは堆肥とか、そればかりではなくて、ぜひとも緑肥についても研究いただきたいなというふうにして思ひます。北海道は畜産地帯だと。そして、大量の畜産のふん尿を入れているというようなイメージがありますが、実は緑肥を有効活用してやっている事例も非常に多くあります。ぜひとも有機物のところは緑肥の点も考慮いただきたいというふうにして思ひます。

次に、生産調整の肩代わりのところですが、今ほど市長のほうからお答えいただきました。なかなか調整するのは市でも、行政は難しいというところですが、この後佐渡市農業再生協議会のほうではどのように進めていくか、考えがありましたらお答えいただけますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川農業政策課長。

○農業政策課長（中川克典君） ご説明申し上げます。

生産調整の超過達成面積の有効的な活用ということでございますが、これはやはり大口の生産調整方針作成者であります佐渡農業協同組合におかれましても何とかこれ本当に有効に活用できないかということで、支店単位等で検討を行っておるところですが、やはり個別でお金のやり取りが発生しておりますことから、統一した調整についてはなかなか難しいということをお聞きしておるところでございます。また、私ある地域の大規模法人にお話伺ったところ、地域で超過達成となった面積につきましては、地域内において無償でやり取りを行っておると伺いました。こういった地域もございまして、まずは私ども一員の佐渡市農業再生協議会でも検討はいたしますけれども、地域で何とか地域の農業を守っていくということで、地域内での話し合い、これが重要なことかなとは思っておりますが、いずれにせよ私どもも農協等と協力しまして、何とか有効活用できる方向性を見だしていきたいと考えておるところです。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） できるところからやっていただきたいと思ひます。やっぱりこれだけ米の値段が下がってくると、どこを削るか、少しでも削れるところは削っていく。肩代わりのところの代金が負荷になるというのも事実だと思ひますので、ぜひともお願いしたいと思ひます。

あと、先ほど農林水産省の発表した生産費のところですが、佐渡の平均面積、耕作面積が分かりましたら教えていただけませんか。1人当たりの耕作面積等が分かりましたら教えていただけませんか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川農業政策課長。

○農業政策課長（中川克典君） ご説明を申し上げます。

佐渡全体の農家の耕作平均面積は、今ちょっと持ち合わせてございせんが、やはり1町歩から3町歩までの経営者の方が多うございまして、昨年度の水稲作付農家数なのですけれども、法人も入れまして4,192件ございせんけれども、今ほど申し上げました1ヘクタールから3ヘクタールまで作付されておられる方が976人となってございせん。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 一番多い層が1ヘクタールから3ヘクタールというところの層が976人ということで大勢を占めているわけですが、ここの生産費は1万6,221円が生産費です。やっぱりこれでも赤字になっております。やっぱりこれで持続的に米を作って、佐渡米だということで出していくようなわけにもいきません。米価下落がこのまま続いていくと、最初にやっぱり条件不利地である海岸部、山間地域、棚田などの水田での耕作放棄が進んでいくものと思われまます。世界農業遺産保全計画の考察では、20年後、団塊の世代がリタイアし、耕作放棄がさらに進むものと懸念していますと結んでおります。佐渡市として世界農業遺産の継続というのが課題だと思います。市長、この点についてはどのように考えておるかお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 小規模経営の問題は、かなり難しい問題だというふうに認識しております。世界農業遺産を取った後、岩首集落につきましてはいろいろな棚田を活用して取り組んでいるところもありますし、一部オーナー制をやっているところもあるわけでございます。私自身は、やはり本当に小さいところは農業経営としては非常に厳しいと思っています。その中でやっぱり人の交流とか、オーナー制であるとか、支援するような仕組みづくりと併せて考えていくべきだというふうに思っております。国仲の平野部につきましては、基本的にはやはり単作の水稻というところがやはり一つの基本になるのだろうと思っておりますが、プラス果樹みたいな形でできないかというところが1つでございます。そして、難しいのが逆に言うと3ヘクタール程度のものだというふうに思っています。これは、お米だけではなかなか機械代が償却できないという現状になると思っています。この辺は本当に複合経営を徹底的に進めて、そして消費の部分で島内でしっかりと確保していくと。そういうことを併せながら取り組んでいくということになりますので、一概にはやはり無農薬も含めた佐渡の米の魅力づくり、そして経営規模に合わせた複合化、そして観光のお客さまも含めた交流、やっぱりここをどう組み合わせていくかというところで佐渡の農業の未来をつくっていくということが重要ではないかと今考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） このみどりの食料システム戦略は、農林水産省、前は有機農業なんか否定していたところが、手のひらを返したようになってきました。佐渡市はその中でも先進的にやっぱり有機農業を進めてきたわけですが、ほかの地域もこれを目指して拍車かけてくると思います。一段とちょっとギアを上げないと、佐渡の農業は埋没していきます。朱鷺と暮らす郷ということで自慢していた米が埋没していきものと思いますので、一段とギアを上げることを期待しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で佐藤定君の一般質問は終わりました。

午前の会議はここまでとし、休憩といたします。

午前11時19分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村良夫君の一般質問を許します。

中村良夫君。

〔17番 中村良夫君登壇〕

○17番（中村良夫君） 日本共産党市議団の中村良夫です。傍聴へ来られた皆様、ご苦労さまです。

一般質問を始めます。第1の質問は、新型コロナウイルス感染症対策について質問します。過去最大規模の爆発的な感染拡大。菅政権の原則自宅療養方針で、9月9日、昨日現在、全国で何と13万5,000人超だと。このことで家庭内の感染者が広がり、在宅死亡者も増えている。皆さん、コロナにかかっても、病院へ入院できないのです。もはや医療崩壊で、政権の人災です。無責任な政権のコロナ対応には、1つ、科学の無視、2つ、国民に説明しない、聞く耳も持たない、3つ目に自己責任の持込み。自宅療養など自分たちの命は自分でと。ずばり自己責任論で罪は重い。今の政権にはこの3つの致命的な欠陥があります。コロナ感染した妊婦の方の入院先が見つからず、自宅で出産し、その新生児がお亡くなりになる出来事は、表現のしようもない痛ましいことです。佐渡市でも1桁から2桁の新型コロナウイルス感染者が発生し、子供、若者の感染拡大、決して人ごとではありません。国が後手後手対応です。佐渡市の接種など、大変ご苦労さまです。今後もコロナ対策を佐渡市はしっかりとやっていただきたい。

そこで（1）、佐渡市でのコロナ感染者の発生状況と今後の対応について。

（2）、接種体制及びワクチン接種の実施状況と今後の接種計画について。

（3）、コロナの感染の封じ込めのための対策状況と今後のPCR検査等の検査対応について。佐渡市は現在感染が落ち着いておると言いますが、安心できません。備えあれば憂いなし。さらに県と協力して、ワクチンの迅速接種と大規模検査をセットで実行して、感染を封じ込めることだと思いますが、どうでしょうか。

（4）、コロナ禍における市民へのこれまでの支援策。市民から喜ばれていますと声を聞いている快適な生活応援事業補助金、佐渡市子育て暮らし応援券など、実施状況と今後の対応策についてお伺いします。

第2の質問は、補聴器購入費用の助成制度の実施について質問します。日本耳鼻咽喉学会新潟県地方部会や難聴が認知症の危険因子であることを指摘した厚生労働省の新オレンジプラン、国際的な研究が取り上げられています高齢者の多い佐渡です。難聴の放置が認知症の原因になることから、認知症、鬱病予防のために補聴器購入の補助制度をぜひともやっていただきたい。実施を求めます。

第3の質問は、生活保護制度は、申請は国民の権利と特別障害者手当について質問します。国の制度である生活保護制度と特別障害者手当について、内容、実績、徹底した周知方法、周知状況、今後の計画、対応についてお伺いします。

最後に、第4の質問は、子育て支援について質問します。共働きで私も3人の子育てをした経験と子育てをしているお母さん、お父さんたちのご意見、ご要望を伺い、繰り返し質問を取り上げてきました。学校給食の無償化、保育園、幼稚園、小中学校です。憲法は、義務教育の無償を明記しており、学校関係者は国の責任で保障すべきだと声を上げています。また、給食費の保護者負担を軽減する市町村が広がっています。

子ども医療費助成制度は、現在入院が1日1,200円、通院1回530円の一部負担金があります。そういうことですので、安心して病院に行けるように、一部負担金なしにすべきだと思います。

就学援助制度も義務教育は無償とすると、憲法に基づく制度です。いつでも申請できます。現在の適用基準1.3倍にして七、八年になりますので、子供たち、保護者の皆さんが利用しやすいように適用基準を少しでも速やかに上げてください。さらに制度を充実すべきです。いかがでしょうか。答弁求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤 孝君） 中村良夫君の一般質問に対する答弁を許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、中村議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスの感染者状況でございます。佐渡市の新型コロナウイルス感染者の状況につきましては、現在までに54件の発生となっております。特に7月中旬頃から佐渡市内で断続的に発生し、学校やご家庭などでの感染が見られたところでございます。しかしながら、8月14日以降は市民の皆様、事業者の皆様のお力により新規発生は収まっており、夏休みやお盆の帰省などへの影響も見られませんでした。本当に市民の皆様方に改めて感謝申し上げるところでございます。

ワクチン接種の実施状況でございます。9月9日現在、65歳以上高齢者は1回目接種完了が87.8%、2回目接種完了が86.6%、佐渡市全体の対象者では1回目接種終了が67%、2回目接種終了が57.3%となっております。9月から希望される62歳以下の接種も始めておるところでございます。9月中に1回目、10月中には2回目の接種がほぼ終了する予定となっております。接種終了後も、また今の段階で接種終わった方も、ただ引き続きマスクの着用、換気の励行などの基本的な感染予防対策の徹底をお願いを継続して申し上げるところでございます。今後もワクチン接種を進めるために、検査体制につきましては地域外来・検査センターの設置、また感染拡大時における臨時PCR検査センターの開設について、9月6日付で議長と連名で新潟県に要望したところでございます。

コロナ禍におけるこれまでの支援策でございます。本年度は市民向けにはテークアウト食事券、快適な生活応援事業、事業者向けには「新しい生活様式」対応施設整備事業、緊急事業支援金事業などを実施しております。また、今議会には新たな支援策として、プレミアムどこでも商品券発行事業を予算計上させていただいたほか、飲食店営業時間短縮要請に関わる新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金についても予算措置をさせていただいたところでございます。主な事業の実施状況の詳細につきましては、地域振興課長からご説明をさせます。

なお、今後のコロナウイルス関連の支援策でございますが、やはりこれ感染状況をしっかりと見極めながら、また国、県の動向を予算動向も含めて注視しながら、現在のものをしっかりと進めながら、また新たなものも状況を見て、積極的な判断をして取り組んでいきたいと考えているところでございます。

続きまして、補聴器購入の助成制度の実施でございます。先般から幾度か議員からご指摘があったところでございます。その際にも国等できちとした評価があればということでご説明をしておったところでございますが、現状、補聴器購入費助成制度実施でございますが、国の認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランでございます。これについても難聴は認知症の危険因子の一つに挙げられており、国内外の関

係機関、団体の調査、研究結果も現在出ておるところでございますが、やはりその中でも難聴者は認知症予防のために、補聴器装用が望ましいという意見が多々出ておるところが現状でございます。今こういう現状を鑑みながら、補聴器の装用によって難聴者のコミュニケーション能力の向上を図り、認知症、鬱病の発症リスクを低減し、就労や社会参加を促進する取組として、令和4年度から事業実施に向けて、現在検討しておるところでございます。

続きまして、生活保護についてでございます。コロナ禍における令和2年度の生活保護の世帯数は369世帯で、前年度に比べ1世帯増、受給者数は変わらず481名となっております。特別障害者手当については、令和2年度末で150の方が受給されているところでございます。詳細につきましては、社会福祉課長からご説明をさせます。

子育て支援の問題でございます。まず、学校給食のことでございますが、佐渡市内全ての幼稚園、保育園、認定こども園を利用されるお子様の給食費につきましては、令和元年度の国の幼児教育無償化制度導入に伴い、保育料や授業料の無償化に加え、市独自の減免制度としてもおかずやおやつ等の副食費についても無償としており、今後もこれまでどおりの継続で考えてまいりたいというふうに判断しておるところでございます。

次に、子ども医療費助成制度につきましては、県内でもいち早く高校生までの医療費助成に取り組んでまいりました。現在18歳になった年度末、これ高校卒業相当までを対象にしておりますが、保険適用分医療費のうち、通院1回当たり530円の自己負担額を超えた金額を助成しておるところでございます。また、市独自施策として医師が認めた入院費において、自己負担額を無料とする助成を行っております。小中学校の給食費無償化等につきましては、教育委員会からご説明をさせます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） 学校給食の無償化についてであります。国が切れ目ない支援を行うために、こども庁の創設について検討しているところだと思います。また、佐渡市も第3子目以降の成長祝金として支援しているところであります。教育の無償化については、本来国が取り組むものであると思いますので、今後の国の動向に注視し、国に対して財政支援を求めていくことが必要であると、そのように考えております。

なお、現状においては大きな予算がかかることから、市として学校給食を無償化するのは難しいと現段階考えております。

次に、就学援助制度の適用基準については、議員おっしゃるとおり生活保護の基準額の1.3倍ということで今運用しております。調べてみますと、県内ではほとんどの市が1.3倍以下であり、現段階適切であるというふうに捉えておりますが、今後も引き続き他市の動向を注視してまいりたいと、そのように思っております。

なお、年度途中における家計急変世帯においては、その都度再審査を実施し、判定をし、対応しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） それでは、主なコロナ関連支援策の実施状況についてご説明いたします。

まず、テークアウト食事券事業につきましては、申込み人数が1万805人のところ、追加分を含め7,248人の方を当選とさせていただきました。

次に、「新しい生活様式」対応施設整備等支援事業につきましては、8月31日に申請受付のほうを締め切らせていただきましたが、350件を超える申請がありました。

次に、緊急事業継続支援金につきましては、現在も申請を受け付けておりますが、既に180件の交付決定を行っております。

続いて、快適な生活応援事業につきましては1,609人の方から申請をいただきました。補助金申請額が予算額を超えたため、7月6日に抽せんを行い、526件を補助対象者として決定をさせていただきました。

最後に、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金につきましては、9月16日までが営業時間短縮要請期間であり、飲食店からの協力金申請につきましては翌日の17日から受付を開始する予定でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） 生活保護及び特別障害者手当についてご説明いたします。

生活保護は、様々な制度を活用しても、なお生活が困窮されている方の最後のセーフティーネットとなります。保護の状況につきましては、市長答弁のとおり令和2年度は369世帯で、前年度に比べ1世帯増、受給者は変わらず481人となっております。引き続き民生委員の協力や困窮者相談窓口等の連携により、困っている方が必要な支援を受けられるよう努めてまいります。

特別障害者手当につきましては、20歳以上であって、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給される手当となっております。障害者手帳の交付時、要介護認定を受けた方へのご案内等を行っております。令和2年度末で150人の方が利用されております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） それでは、よい答弁もあり、ちょっとなという答弁もあったもので、2回目は粛々とやっていきますので、よろしくお願いします。

最初は、補聴器購入費用の助成制度の実施についてと。認知症予防に補聴器をと。新潟県内自治体で購入補助制度が広がっていると。これは、9月2日付の地元新聞、新潟日報にも大きく載っているよと午前中質問された佐藤定議員が私に親切に教えてくださいました。ありがとうございました。今日新潟日報の記者の方も来られていると思いますが、市長、この新聞記事を御覧になりましたか。まず、これを含めて補聴器について見解、答弁を求めます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） この新聞もちろんそうですし、新潟大学の先生方が集まって書いた論文のほうも拝見をさせていただきました。やっぱりコミュニケーションを取るというのが非常に認知症の中で重要な案件であることから、やはり補聴器等の対応が必要であるというのがこの考え方でございます。これについては、もちろん当然なるほどというふうに思っておりますし、やはりきちっとした学術的な評価が出るということは事業をやる上で大事でございますので、そういう評価がしっかり出たなというふうに拝見をさせていただいたところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） この補聴器の項目は、私が質問で取り上げた当時、新潟県内でゼロ市町村でしたが、新潟日報によりますと7月末現在で新潟県内、10市町村が助成制度を導入されています。補聴器についての質問も私は8回目だそうですが、認知症予防のための補聴器助成、日本耳鼻咽喉学会の新潟プロジェクトの大変な資料を佐渡市の担当職員から頂きました。まとめにも書かれていますけれども、加齢に伴い、誰しもが認知症と聴力は低下すると。2つ目に、認知症の発症、進行と難聴の関連性が大きいことが分かってきていると。認知症予防のための補聴器購入費用の助成、重ねて令和4年度から実施の方向で進めていただきたいと思います。

この項目は以上です。

次に、生活保護制度についてです。生活保護制度は、生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とします。このパネルを御覧ください。見えますか。ここに書かれていますのですが、生活保護の申請は国民の権利です。このことは、失礼ですが、誰が言っているのですかと。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

厚生労働省になります。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） そのとおりなのです。厚生労働省が言っています。もう改めて確認をしながら質問しますので。これ大事なところなのです。それで、厚生労働省が生活保護を申請したい方、生活保護の申請は国民の権利ですと、こう言っています。皆さんもホームページを見ていただきたいと思うのですが、ホームページなどで国民へ徹底した周知を厚生労働省が行っています。これは、実は初めて皆さんにパネルとして一般質問で使うわけですが、市長もよく聞いていただきたいのですけれども、担当課長も。札幌市役所が独自の生活保護について、札幌市民への周知のポスターです。これ札幌市役所から実は了解を得て、使ってくださいと、中村さん使ってもいいですよ。今回現物が欲しかったのですけれども、ポスターもうちょっと大きいのですけれども、ホームページから取っていいですよ。これ取ったものです。そして、これイラスト入りで、絵入りでデザインもよく、コメントもあります。これちょっと小さくて見えないのですけれども、ちょっとご紹介しますけれども、小さい子供がいて、フルタイムで働

けないと。お母さんが子供を抱っこしている絵ですけれども、次は新型コロナで収入が減ったと、こういうことよくありますよね、コロナ禍の中で。再就職が決まらない。新型コロナで仕事が見つからない。私たちの年金では暮らせないなど、絵入りでポスターとしています。切実な問題を皆さん抱えていると。厚生労働省は、生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですから、ためらわずにご相談ください。ここまで言っているわけです、国、厚生労働省は。だから、佐渡市はこのことをご存じですか。何を言いたいかというと、このように市民への周知ポスターを佐渡市でもぜひとも作成すべきだと。ここ質問の角度なのです。どうでしょうか。佐渡市でも作ってみませんか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

今佐渡市のほうでも生活保護のチラシ、パンフレットを使っておりますが、そちらのほうにも憲法に基づき、困ったときに誰もが利用できる制度だということと併せまして、先ほどの自立の助長、あと使える制度があれば使っていただくというような説明も併せて記載して、分かりやすいものになっております。引き続きこちらのほうを活用して、生活に困った方の周知含め、支援に努めていきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 社会福祉課長、一生懸命答弁されたのですけれども、私の角度はポスター作ってくださいよと。単純なのです。周知してくださいよということなのですけれども、札幌市の保健福祉局、よく見てください、下のほう。総務部保護自立支援課の皆さんが汗と涙の結晶で作成したポスターです。これ数が限られているので、自分も本物はポスター手に入らなかったもので、札幌市がポスター作成したと。佐渡市も、私は何を言いたいかというと、必ずポスターができます。私が質問をしていますので、やっぱりポスター作らなければいけないのかなと、そう思うような質問をしますので、だんだん、だんだん社会福祉課長、作らなければいけないのかなと。1回帰って、課で話し合っていたきたいのです、どうしようかと。こういう話し合うことは大事なことだと思います。もっと仕事に自信を持ちなさいと、課も。そして、私たちは皆さんと一緒に、議員も佐渡市よくしたいと思っていますので、いかなければならないと。社会福祉課長、使命感を持ってください。

それで、もうちょっとこれ紹介しますと、市長、いい例があるのです。これ実践しているところがあるのです。ご紹介します。これです。今日は両津病院管理部長来ていませんけれども、市長、これマスクをつけていますかと、病院内ではマスクを着用してくださいと。このポスター、市長ご存じでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません。最近病院にかかっておりませんので、ちょっとこのポスターは拝見しておりません。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 市長、これ公立公的病院である両津病院のオリジナル、独自のポスターを作成しています。もう初めの段階でした、これマスクをつけるときの。紹介しますと病院の職員関係者がデザインをして、まず両津病院の正面玄関に貼り出してあります。院内に何か所か貼られて、それでもっとすごいのは病院内で女性の声でマスクをつけてくださいと、そこでアナウンスされているのです。素晴らしいことです、これ。単純なことなのですけれども、マスクを着用してくださいよと、病院の中では。外でもそのようなのですけれども。私は、このようなことができる両津病院、管理部長や職員など評価をさせていただいております。したがって、社会福祉課でも生活保護のポスター作成はできるのです、できる。病院でできて、社会福祉課でできないことはありません。自信持ってください。市長、両津病院は、くどいけれども、ご案内のように、私ここが言いたいだけけれども、2024年、令和6年、新しい両津病院が開院。公立病院としての使命を忘れず、市民へ医療の提供を行うという医師、看護師などスタッフの熱い気迫をポスターから感じます、私。経営も大事ですけれども、守るべき公立公的病院だからこそうした1枚のポスターが作成できると、私ここが言いたいのです。そして、厚生労働省が進めている生活保護の申請は国民の権利ですというポスター、ぜひ作ってください。社会福祉課長もそうだけれども、市長、どうですか。同じ本庁舎内に社会福祉課がありますけれども、市長はどう思いますか。答弁を求めます。

○議長（佐藤 孝君） 中村良夫君に申し上げますが、ポスターというのはマスクのポスターのことではないのですよね。生活保護のポスターを市長に今聞いているのですよね。両津病院のほうはちょっと関係ないと。申し訳ありませんが。

答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ポスターを作る、作らないよりも、ポスターの中身が市民に伝わるかどうかということが大事だと思っています。そういう点では両津病院のものは、病院として、当然これはやるべきことであって、これもう私に言わせると病院の機能としては、これはマストのポスターだと思っています。ですから、作ることは全然問題ないと思っています。ただし、現在のポスターの中でしっかりとそこは説明できているというふうに考えているというふうにご答弁を申し上げているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） それでは、ちょっと私下ろします、これ。ポスターを作ってほしいという提案ですので、検討されると思います。

次の項目に変えます。特別障害者手当について。これも市民の皆さんへしっかりと周知の徹底が必要です。そのことを先ほども話したけれども、厚生労働省が言っています、これも。特別障害者手当、これ周知の徹底、しっかり周知しなさいよと、こう言っているのです。しかし、私は担当の社会福祉課はもちろん、市長あるいは、副市長はじめ職員の皆さんたちは、一生懸命市民へのお仕事頑張っていると私は思うのだけれども、市民の皆さんが今日は佐渡テレビ御覧になっています。それで、この特別障害者手当というのは月2万7,350円が支給されると。国の制度。この特別障害者手当、介護保険の要介護4、5の人も受け取れる可能性があります。月2万7,350円、これは国の制度で、先ほども言いましたけれども、社会福祉課長に聞きますけれども、間違いはないですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

特別障害者手当については、議員おっしゃるように著しく重い障害がある方の在宅の手当となっております。金額も月額2万7,350円となっております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） では、社会福祉課長、この手当のことに具体的に聞きますけれども、佐渡市に頂いた資料から、現在要介護4の方が723人、要介護5の方が553人もいます。このうち手当を受け取った人は、私は僅かだと思うのです、この人数は。今723人、このうち受け取った人いる。要介護5、553人の方がいて、手当を受け取った数、私資料もらったのだけれども、僅かではないかと。月々2万7,350円。支給を受けた方は、本当にありがたいことだと。私も資料持っているのですけれども、生活に助かりますと、こういう喜びの声があります。大事な点ですけれども、そのような声を聞いていますか。率直でいいのだ、率直で。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

手当の重要性は聞いております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 国の制度ですけれども、受け取った方は大きな金額です。ここが大事なのです。よかったと、ありがたいと。それで、市民が申請して、窓口で相談すると思うのだけれども、相談して特別障害者手当を受け取り、よかったと、ありがたいと。職員の皆さんが市民からよかったと、助かりましたと聞くとどうなるかという、仕事をやってよかったなと思います。感じるのです。私も公務員だったから、ありがたかったよと言われると、もう本当にやっぱり仕事をやってよかったなというふうに思うのです。こういうことが市長、大事だと思います。国の制度でありますけれども、もっともっとさらに特別障害者手当を市民の皆さんに知らせようということになるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

特別障害者の手当の周知につきましては、市のホームページ、市報「さど」、あと佐渡テレビ等や障害者手帳を交付された際に、また要介護認定を受けた際にチラシを送付させていただいております。要介護認定については、最初に認定を受ける際と、また4、5の認定が出た方に周知させていただいておりますし、高齢福祉課のほうの介護保険外のサービスというパンフレットがございます。そちらのほうでも周知を行っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 大事な制度ですので、周知はいろいろな方法でやっていると思います。だけれども、こうやって一般質問で取り上げることによって、テレビを御覧になっている方、また一緒に私とやり取りしながらさらに周知やらなければいけないのかなと思っていただければ結構ですけれども、社会福祉課長に私からの資料をお渡ししてあります。それを見ますと要介護4の方、これ例ですけれども、車椅子で要介護4のAさん該当するのではと。まだ受け取っていない人です。特別障害者手当の条件に当てはまるのではないかと。Aさんは、20年前に脳出血で入院と。2年前に階段から落ちて、車椅子が必要になりました。介護保険は要介護4で障害者手帳を持っていません。ここがポイントなのです。手帳を持っていないのです。Aさんは、申請しても、認められるかどうか不安でしたが、市の担当者から必要な書類や記入方法を親切に教えてもらいました。それで、さらに主治医、お医者さん、相談、診断書の作成と。結果、Aさんの奥さんから特別障害者手当を受け取ることになり、介護している自分も、奥さんも応援してもらっていると、そういう気持ちになり、明るくなったということです。Aさんは、デイサービスが週2日、病院のリハビリが週1日と。その費用負担に加えて、おむつ代も重荷ですと。だけれども、手当を受け取って、介護で励まされたと言っています。このほか認知症のお母さんがいるご家庭、寝たきりのいるご家庭など、自宅で介護されている方たち本当に困っていると。佐渡市には要介護4、先ほど言いましたけれども、723人いる。それから、要介護5が553人いる。既に受け取っている方もいますけれども、この方たちは特別障害者手当を受け取れる可能性があると思います。市役所に行きますので、ぜひ相談に乗っていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

知本社会福祉課長。

○社会福祉課長（知本政則君） ご説明いたします。

障害者手当の担当窓口、社会福祉課障害福祉係になりますので、また所得要件やいろいろな書類等もちらのほうにお問合せいただきたいと思ひますし、また併せて診断書が必要になりますので、主治医の先生に相談をしていただくということもお願いしたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） ぜひ市役所の窓口へ来られたときには親切丁寧に教えてあげてください。

子育て支援についてです。学校給食、子ども医療費、就学援助制度、この3項目ですけれども、どんどんいきます。憲法は、義務教育の無償を明記しております。国民にはひとしく教育を受ける権利があって、国には権利を保障する義務があるというのが憲法26条。この精神をしっかりと守る立場に立って、私は質問を繰り返してきましたので、よろしく願ひします。新しい教育長を励ましながら教育行政を進めていくと。私も少しでもよくしたいので、よろしく願ひいたします。

学校教育課長、小中学校の児童生徒に給食費を無料などにした場合、予算を計算されていますか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） ご説明いたします。

無償化した場合の計算について、平成28年度と今年度分計算してありますので、報告させていただきます。まず、平成28年度になりますが、完全無償化した場合は約2億2,500万円、半額にした場合は約1億1,300万円、小中学校入学時のみに無償にした場合は5,000万円、第3子以降多子世帯に無償化した場合は4,000万円ということで以前報告させてもらっています。同じように今年度計算してみましたが、完全無償化した場合は約2億100万円、半額は1億50万円になります。小中学校入学時のみであれば約4,400万円、第3子以降多子世帯に無償化した場合は約3,100万円という算出になりました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） このパネルを見ていただきたいと思います。私は、この給食費の問題は何回も質問していますけれども、今回前に使ったパネルです。それで、今学校教育課長が答えたように、平成28年度の当時の学校教育課が試算されました。今お答えになったように、上からいきますけれども、入学時年度のみ、要するに小学校1年生、中学校1年生、ぴかぴかの1年生が入学したときに、この児童生徒を無料にした場合、予算は約5,000万円。下に下りていきますと義務教育完全無料、約2億3,000万円。第3子以降、これが多子世帯無料。これは、新潟県内で実施している自治体を参考にして計算したそうです。これが約4,000万円。佐渡市に当てはめると、平成28年度ですから。4、義務教育は半額にした場合、約1億1,300万円。平成28年度の児童生徒数で計算されています。今令和3年度、学校教育課長が答弁されました、計算されて。私ちょっと前に聞いたもので、パネルをちょっと比較するといいのですけれども、作れませんでした、令和3年度の。だから、比較すると非常に分かりやすい。科学的に見ても分かるのです。何を言いたいかという、残念ながら子供の人数が減っています、児童生徒。だから、何を言いたいかという、予算としては縮小されているのです。ここが肝腎なのですけれども、しかし市長は赤ちゃんが生まれたらお祝金、そして多子世帯にも年齢ごとに成長祝金、子ども・子育て支援としてすばらしい政策を持っていますので、お問合せは子ども若者課でいいのですよね、今のお祝金は。話どんどん飛んでいますけれども、元に戻しますけれども、児童生徒が残念ながら減っているから、予算としては前よりかはだんだん小さくなっていくのです。私は、決して無理なことは言っているわけではないのですけれども、先ほど教育長が言っていましたけれども、なんて答弁されたかという非常に学校給食はお金がかかると。お金がかかります。だから、お金がかかるのですけれども、そこは学校教育課だけではなくて、立派な市長がいるではないですか。市長とご相談されて、今日はやれとは私求めているのです。求めているのだけれども、即答はできませんので、教育長とこれ議会終わったら、閉会中でも結構です。ご相談されて、市長、予算を持っていますので、教育長はもうお金というか、ある程度の予算しかないと思うので、検討されたらどうですか。教育長に聞いています。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） お答えいたします。

市長とは常日頃から教育についてお話をさせていただいております、この無償化についてもお話をさせていただいているところでありますので、その中で今日の答弁という形になります。今後ともその話については引き続き機を見て話ができればと、そのように思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 私は、学校給食については決して無理なことを言っているわけではないのですけれども、ずっと繰り返して質問してきましたけれども、ただ全国的にも新潟県内でも実施が広がってきています。佐渡も含めて、必ず実施を期待するのですけれども、予算も大変な予算です。年間通して、毎日年間かかるわけですけれども、ただ給食をやるというこのポリシーですか、片仮名使ってしまうけれども、給食費を無料にするのだぞという方針ですか、ここが大事なのですけれども、給食費の無償化に向けて、教育長分かっていると思うのですけれども、給食は食育です。佐渡というと、調べてみると誰か同僚議員も質問していましたけれども、地産地消、それから海あり、山あり、川、湖。離島のよさと、大事なのは人々の優しさ。私東京出身だから、こっち来て20年以上たちますけれども、情があるのです、佐渡の方は。情があって、そういう方たちと一緒に給食を考えていただく。本当にいつかそういうふうなプロジェクトチームをつくっていただきたいと思います。

次行きます。子ども医療費助成での一部負担金なしについて。どんどんいきます。子供が病院に行くと、入院は1日1,200円、通院は530円かかると。しかし、佐渡市が入院1,200円を面倒見ている、実は。全額補助していると。市長、これ新潟県内でも評価できるのです、これ。1,200円を全額補助しているよと。親の負担がかからないようにしていると、ここは私評価をしています。しかし、ここが大事なのです。新潟県は、一円も佐渡市に出していません。ここがお聞きしたいのですけれども、そうですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

平成28年度から交付金事業となりましたので、以前のような補助金という形ではございませんけれども、人口割等での交付金は受給をしております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） それで、まだまだいきますけれども、そもそも子ども医療費助成制度について、佐渡市は一人一人の子供を助成対象としているわけ。立派です。一人一人を助成対象しているわけ、医療費を。ここも評価をします。子育て世代から歓迎されているものと思います。今度子育て世代の皆さんと一緒にタウンミーティングというか、市長やられてご苦労さまです。どんどんやっていただきたいと思いますが、しかしまたまた佐渡市は一人一人の子供を助成しているのに、新潟県は佐渡市に一円も出していません。どうでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

交付金という形で入ってはおりますけれども、人口割、子供の数等々でやるとやはり大きい自治体のほうが非常にメリットがあるとは思っております。なので、県のほうにはやはりそういった部分をきちっと見直して、財政を確保してもらいたいという要望をし続けておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） そもそも前は新潟県と佐渡市が2分の1ずつ負担をしていたのです。それで、新潟県は子育て支援として交付金制度としました、いつの間にか。制度を複雑にしたのです。その内容と経過の説明を子ども若者課長に求めます。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

議員おっしゃるとおり以前は県2分の1、市2分の1ということで医療費の負担をしておるところでございました。やはり子育て支援という形で、医療費で残った分は子育て支援に使っていいよという名目の交付金化というところで、かなり県内の市町村からも議論がされ、補助金制度を残してもらいたいというような経過がございましたけれども、県のほうはやはり交付金化に踏み切ったというところで、非常に市町村からはあまりいい答えはなかったというふうに当時は記憶しております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 市長は子育て支援について一生懸命やっております。私は、この質問をさらに行っているのですけれども、申し訳ないなと思いつつ、控え目に質問をしているつもりなのだけれども、つい前のめりになってしまつて申し訳ないのですけれども、市長、言うまでもないのですけれども、佐渡は離島です。ここから大事です。交付金額は、少なくとも全ての子供に対して入院も通院も高校卒業まで、新潟県が2分の1負担する額まで引き上げるよう新潟県に強く求めるべきではないのでしょうか。いかがですか、市長。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） もちろん離島ということもあるのですけれども、私自身はやはり教育と、議員が先ほどから何度もご指摘あるように、教育の無償化という中と医療の問題と若干ちょっと違うというふうにも考えておるわけでございます。教育の無償化というのは、私は国がしっかり取り組むべきですし、しっかりと要望してまいりたい。この医療については、やはり各自治体の首長を含めていろいろな議論しながら、本当に県の負担がどうなのかと。もちろん我々としては、負担をしていただきたいという思いはございます。新潟県の子供たちですから、そういう思いはございますが、これはまた市町村の仕事であると、その特色であるということになると一律ということにはならない可能性もありますので、新潟県30市町村、そういう中で足並みをそろえてそういうことが要望できるかどうかというところが一つの考え方の基本になるのではないかと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 市長いろいろご答弁されましたけれども、私は予算を見ればよく分かるのです。予算書、それから決算書。私何を言いたいかというと、佐渡市が悪いと私言っているわけではないのです。子ども医療費助成1つ取っても、いかに新潟県が佐渡市に対して、佐渡に入るべき予算がどんどん、どんどん佐渡市に負担させられていると。佐渡市はいいことやっているのです、一人一人の子供に対して。だけれども、新潟県はその予算として補助していないということを私言いたい。それで、どんどん、どんどん縮小している。黙っていたら大変なことになります。そうならないように県に強く要望すべきです。

最後に言うけれども、これはちょっと日本共産党らしくない質問ですけども、市長、来年は県知事選挙です。担当課長と一緒に、あるいは議長連れていってもいいです。県知事来年あるから、知事はこう言っていると思います。何か佐渡で困っていることはないかなと待っているのです。いや、そうなのです、政治家というのは。待っているかもしれません。タイミングを見て、ぜひ議長、担当課長、私も行きます、みんなで。交渉したらどうですか。医療費助成1つにしても。どうでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 制度全体の支援というのは佐渡市だけがやります、県に支援してくださいというのはやっぱりちょっと違うのだらうと思っています。そういう部分で、やはり我々がお願いしなければいけない部分、そして例えば子供の医療みたいに全県下で様々な取組をしているようなケース、やっぱりここは分けて考えなければいけないというふうに思っております。ただ、いずれにいたしましても離島ということでございますので、県の支援等は、支援といいますか、県と連携して取り組んでいく。その中で県の役割というものが明確になるものについてはしっかりと要望していくということは、もう当然の話だと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） ぜひ強く要望していただきたいと期待をします。

就学援助制度の適用基準などの充実について。時間がないので、どんどんいきます。生活保護基準に基づく適用基準は、佐渡市は平成27年から1.3倍にして7年目だそうです。この間生活保護基準が引き下げられているという、そういう認識はありますか、学校教育課長。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） 承知しております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 承知していると。適用基準1.3倍だと。大事な点です。実質的な生活実態は、生活保護世帯の生活実態以下になってしまいます。その自覚というか、認識はありますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） 基準が少し引き下げられたということで、そうなった分は影響があるとは感じておりますが、先ほど教育長答弁がありましたように、全県下で見ますとほとんどの市と同じ基準、標準になっているということで、今の状態が適当と今のところは判断しております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 生活保護基準が引き下げられているという認識、承知はしていると言うけれども、おっしゃったけれども、1.3倍も低くなると、生活保護基準になると保護世帯になってしまうのです。保護基準がどんどん下がっていけば、1.3倍もぐっと。そういう計算になるのです。引っ張られていくわけです。だから、1.3倍以上にしている、ほかの自治体は。

それでは、県内1.3倍以上の自治体名はどこですか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） ご説明いたします。

新発田市と阿賀野市になります。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） そういう自治体があると。それで、基準を上げないとどうなっていくかという、1.3倍以上、今例を出したけれども、生活保護世帯になってしまうということは私さっき言ったとおりなのですけれども、また今就学援助制度を利用している方、それからこれからも幅広く就学援助制度を利用させていただくためには、教育長、適用基準を上げなければならないのです。これが基準を上げる自治体の理由です。教育長、佐渡市の就学援助制度は大分よくなってきていると思いますけれども、内容は。適用基準は、例えばさっき1.3倍が多いよと、県内で言いました。言葉は悪いけれども、右へ倣えのような感じで受けています、私は。だから、佐渡市の資料によりますと、1人当たり年間所得約200万円の生活実態です。所得が200万円です。少しでも適用基準を引き上げるべきです。教育長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） お答えいたします。

今学校教育課長のほうからも話があったところでありましてけれども、周知についてもしっかりと行っており、現段階、認定率も新潟市に続いて高い認定をきちんと行い、補助をしております。また、先ほど最初お話ししましたように、市としても子育てについて一生懸命に支援をしているところでありますので、それらを鑑みた上で、ただ単に横並びということではなく、今ご指摘の生活の様子等踏まえて、また検討、研究をしてみたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 時間がないので、コロナ行きます、コロナ対策。大事な点を話すと、市長はコロナが発生した場合に保健所と市が協力して、濃厚接触者などを追跡調査、PCR検査を広く検査すると。こ

のことを私は否定しません。だけれども、私が言っている角度は、市長が言うように佐渡は離島だから、医療もそんなに強くはないのですけれども、医療は厳しい。感染拡大を止めるには、私は、先ほども午前中ありましたけれども、無症状感染者、これを早く把握するために、検査して陽性だったら対応すればいいのです。だから、検査が必要ですよとっております。私は、そういう考え方なのですから、これが感染の封じ込めの対策ですと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 少しちょっと意図があれだったのですが、PCR検査の考え方につきましては、無症状感染者を検査したときに何%ぐらい陽性が出るか、ちょっとはっきりデータありません。分かりません。一方で、100人に1人が疑陽性が出ます。陽性ではないですが、陽性の反応が出る方がおよそ100人に1人ぐらいというような考え方でございます。そういう点を考えますと、通常PCR検査をやるというのは、基本的にはかなり効率的に悪くなる上に、疑陽性が出てきたときには、またこれが非常に大変な作業になっていくということがあるわけでございます。そういう点でコロナの感染症を抑えるには、やはり今現状を見ても、クラスターをまず出さないということがもう絶対でございます。クラスターを出さないということは、1人出たときにいかに広くPCR検査等を含めて、まず発見をするかということが大事です。そちらのほうを中心に行うほうが非常に効率的であるというところは間違いないというふうに考えているところでございます。

一方、今PCR検査のこと、様々ご指摘ございますが、今インターネット等を見ても、PCR検査自体はほぼ3,000円とかでネットでできる状態になっておりますので、個人で様々な状況でちょっとご不安があれば、そういうもので対応していただくというのも一つの手かというふうに考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 残り3分ですので、ぎりぎりではなく、まとめてください。

質問を許します。

中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 議長がまとめろと。9月定例会、今議会にコロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願や、「コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額、拡充を求める意見書」の採択を求める請願が提出されています。大変重要な請願です。

私は、市長、この間市民の皆さんのところへ行って、家庭訪問を行ってきました。コロナでお困り事はありませんかと、ワクチン接種はどうですかと。コロナの影響で困っている方へ緊急小口資金、生活福祉資金貸付制度や介護保険無料、国保税減免制度がありますよと、何でもご相談くださいと議員活動をしています。コロナ禍だからこそ地域に入って、市民の皆さんに寄り添ってお話することが改めて大事なことだと思います。これは、おせっかいかもしれませんが、市の職員の皆さんも午前中はパソコンで仕事をして、何を言いたいかという午後から地域に行きませんか。ばあちゃん、じいちゃん元気かねと、困っていることはありませんかと、何でも市役所に相談してくださいと、ゆっくり暮らしてくださいと。民生委員やケアマネジャーなどに任せないで、コロナ禍だからこそ仕事をして、職員は地域活動、これをぜひやるべきだと。市長、職員の皆さん地域に出ますと、きっと肌で感じることや新しい出会いがあ

ったり、ドラマがあります。仕事に改めて市の職員も自信が持てます。実施されていくことを私は楽しみにしています。私は、市民の皆さんのご意見、ご要望を佐渡市へ少しでも伝え続けます。これからも議員活動していきますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で中村良夫君の一般質問は終わりました。

ここで15分間休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時58分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林純一君の一般質問を許します。

林純一君。

〔3番 林 純一君登壇〕

○3番（林 純一君） 政風会の林純一でございます。よろしくお願いいたします。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大は、いまだ収束の兆しが見えず、新潟県においても全市町村に特別警報が発令されるという大変厳しい状態が続いております。幸い当市においては小康状態を保っておりますけれども、もちろん全く油断することはできません。私たち市民一人一人が新型コロナに対する正しい知識と規律を持って、できる限りの感染予防対策を粘り強く継続していくことが何よりの対策であると私は考えます。

このコロナ禍における日本の経済は、K字回復と言われておりますが、確かに産業の全てが低迷しているわけではなく、むしろ業績好調な業種、業界があることも事実でしょう。本日はそんな状況下において、大きなマイナス影響を受けている観光関連産業の政策について一般質問をさせていただきます。

ウィズコロナ、アフターコロナに向けた市の観光関連政策について問う。さきに述べましたように、観光関連業界は、K字における一番右下、つまり最も苦しい業界であろうかと思えます。私ごとで恐縮でございますけれども、以前勤務していた会社の元同僚に調子はどうなどと聞くこと自体がためらわれる、そんな状況でございます。しかしながら、島の経済において大きな割合を占める産業が観光事業であることから、その対策は絶対に避けて通ることはできません。よって、6月議会でのコロナ禍の今だからこそ次の戦略を練る必要があるのではという旨の先輩議員の質問は、まさに正鵠を射た目からうろこのご指摘でした。

一方、その際の市長答弁は、戦術はあるが、戦略はないような云々という大変残念な内容であり、正直危機感を覚えたものです。そこで3か月たった現在、再度その政策を問うものです。

1、ウィズコロナの現在、観光政策における市の基本方針と対策について。(1)、誘客に対する考え方と施策は何か。

(2)、観光PRの内容と手法はどうしていくのか。

(3)、観光関連事業者に対する追加の支援策は何か。

観光客が来なければ経済は停滞しますけれども、帰省客を含めた島外からの人流についてはしばらく抑

制しなければならないというジレンマに対する市の考え方を聞きするものです。また、現状が長期化する場合、関連する事業者の事業継続支援策が重要になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、6月議会における産業建設常任委員会において、観光振興課及び観光交流機構の戦略戦術書を提出いただきましたが、その内容について幾つかお聞きします。

2、個人型観光への対策について。(1)、個人型移行に伴うメリット、デメリット及び顧客ニーズをどう分析しているか。

(2)、個人旅行者が佐渡に求めているものは何と考えるか。その上位ニーズに対する市の施策は何か。また、民間事業者が行うべきことと行政サイドが行うべきことのすみ分けは整理できているか。

(3)、付加価値化のために必要なガイド人材の養成、多言語対応策等はどう考えるのか。

(4)、世界遺産登録後に向けた対策はできているのか。それは何か。

団体型から個人型への移行は、かなり以前から時代の趨勢であり、このコロナ禍でより拍車がかかったということだと思います。関連事業者の方は、現場でそのことを実感し、当然その対応策を考えながら日々奮闘しておられると聞いております。では、島全体として、プラットフォーム機能のある行政がやるべきことは何と考えるのか、今の方向性でよいと考えるのか、その政策をお聞かせください。また、世界遺産登録に関しては、既に内定しているものと想定したその後の施策を検討すべき時期と考えます。

旅の始まりは、移動手段の選択からです。行きたいところがあっても、限られた時間と予算でそこへ行くことが可能なのかということは旅行先決定の重要なポイントであります。ちなみに、一番ぜいたくな移動手段は豪華客船の船旅というふうに教わりました。なぜならば、お金があっても、時間がない人が圧倒的に多い。その両方が自由になる人しか使えないからだそうです。そこで、多くの人が自由にできない時間に関連する事項についてお聞きします。

3、空路等の交通政策について。私が初めて一般質問に登壇してからちょうど1年たちますが、その際にもこの空路再開問題については絶対に必要である旨、一番時間を割いて質問しました。まして今年からは移住交流、企業誘致にもさらに力を入れていくということであれば、観光に限らず、その必要性は明らかですが、次の点について再度問います。

(1)、2023年の世界遺産登録見込みと並行した空路再開の必要性の認識はどうか。

(2)、トキエアの就航計画に関する進捗状況と課題をどのように把握しているか。

(3)、空港整備等に関する市としての方針、県との役割分担、今後の優先すべき施策内容は何と考えるか。

そして、これは交通政策全体の課題としてお聞きしますが、(4)、利便性の向上と効率化の観点から、MaaSなどのDX活用への取組状況はどうか。

最後に、横串機能についてです。くどいようですが、1つの部署で完結できることもあれば、複数の機能が連携することで、より大きな効果、成果を生むこともあるはずですが。関係人口拡大等の観光関連事業は、特にそうではないかと考えます。また、来年度に計画されている組織改編に当たり、この1年で私が疑問に感じていた点については提案でもございます。

4、他部署事業との連携について。(1)、観光政策、移住交流、農業遺産、世界遺産、文化財団等、関係人口拡大に向けた相互の事業連携はあるか。

以下、2点は私の提案です。(2)、市としての情報発信を軸としたプロモーション事業は、広報宣伝部、広報宣伝課などの組織による一元化がより効果的ではないか。

(3)、島内通信網の整備は、どこが主導して、いつまでに何を実行する予定か。外部人材の導入も含めた独立専門部署の早急な設置が必要ではないか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（佐藤 孝君） 林純一君の一般質問に対する答弁を許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、林議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、ウィズコロナ、アフターコロナの対策でございます。現在新型コロナウイルス感染症、これの大きな課題、これは感染拡大に併せた重症化や中等症による医療の崩壊、ここを起こさないことがやっぱり一番大事な点だというふうに考えています。それを防ぐためにはやはりワクチンの接種、ここは基本的に通常の生活に戻る最低限の、まず一つの仕事ではないかというふうに我々は判断しているところでございます。このワクチンを接種したことによって、もちろん中等症以上にならない、そういう仕組みをつくりながら、まだ当面ブレイクスルーの問題もあり、感染対策の徹底というのが並行して必要になりますが、やはりそこを併せながらお客様をお迎えしていくという準備がこれから一番重要なところになっていくというふうに考えております。そういう点で佐渡の場合10月末までに2回目の接種、これを基本的に島民は、おおむね希望する方は終わらせていきたいというふうに考えておりますし、今のニュース等を判断しても、10月下旬から11月には名称はちょっと違いますが、ワクチンパスポート等、ワクチン接種の状況によって移動制限を緩和していくという議論も今国のほうで始まったところでございます。やはりこの状態をしっかり注視し、それに合わせて対応していくことが重要だというふうに今考えているところでございます。

追加の支援策でございますが、現在様々な国、県、市の事業が今一時休止になっている状況でございます。これコロナ感染症の状況、またワクチンパスポート等の議論を踏まえながらになりますが、やはりその再開をどのようにしていくかと。やはりそこが一番の重要な点だというふうに考えております。昨年状況を見ても、やはり今国民の間で、市民もちろんそうですけども、様々な行動制限によって、大きなストレスがあるというふうにも考えておりますし、その反動ということで昨年のGo To キャンペーンの際には多くのお客様が10、11月に佐渡においていただきました。ですから、やはりこういう動きの中で我々もしっかりと個別対策をこの後考えていくというふうに考えておるところでございます。あわせて、国のこの後補正予算等も必ず私どもは出てくるだろうというふうに見込んでおりますので、そこも踏まえながら新たな対策を取っていくべきだというふうに考えておるところでございます。

個人型旅行への対策でございます。まず、メリットというご指摘ございましたが、やはり個人型旅行のメリットというのは季節とか曜日にかかわらず、多様な年代のお客様がご自身の予定に合わせて長期滞在も可能になりますし、短期もあるというふうに考えておりますが、そういう形での滞在、そして様々な形でいろいろなところへ行っていただける。そして、施設等の人数も増えていくというようなところもあるというふうに思っています。その結果、やはり個人型旅行は1人当たりの旅行消費額、また泊数とも伸びてくるという傾向があるというのも事実でございます。一方で、団体型旅行につきましては、これはや

はり正直申し上げて観光施設、宿泊施設の平日の稼働という点で非常に大きな効果になるというふうを考えておるわけでございます。ですから、個人型旅行だけで焦点を合わせるのではなくて、個人型旅行の魅力、そこをどんどんつくっていきながら、団体型旅行をどう維持していくかということも佐渡というこの離島にとっての観光では非常に重要であるというふうを考えております。個人旅行者の楽しみでございますが、やはりこれは佐渡の自然、歴史、文化などの魅力をそれぞれの立場で、それぞれの視点でお楽しみいただいているというふうと考えております。その結果、SNSなどを通して、その情報発信によりまた新しいお客様につながっていくということが今実は若い世代の個人型旅行の共通点だというふう考えております。そういう点で今若い方の個人旅行も増えているのではないかとこのように見ておるところでございます。その中で団体旅行にも影響がございます。実質正直申してコロナの影響で、大分中止になりましたが、バス旅行自体も実は今年堅調な予約が入っておったところでございます。ただ、残念ながらお客様のほうが非常事態宣言のエリアになってしまっているというところで、多くのキャンセルがあったというのも事実でございます。そういう点から、先ほども申し上げたとおりしっかりと並行しながら取り組んでいくということが重要だというふうと考えております。

そして、民間事業者との役割ということでございます。これは、やはり個別個別の魅力を磨き上げ、そこについては我々も支援しながら、民間事業者のほうでしっかり取り組んでいただけるということは大事ですし、やはり観光戦略、そして誘客のSNS発信等を含めて、大きな戦略をしっかりと練り込みながら、国、県と連携しながら、この離島、インバウンドも含めて、この戦略をつくって受け入れをしていくということが市の大きな役割だと思っております。しかしながら、今の段階ではやはりしっかりと情報共有しながら連携をし、それぞれで魅力を発信していくということが、まず今の段階ではそこに取り組んでいかざるを得ない、いくということが大事だというふうと考えておるところでございます。

世界遺産の問題を通した中での市の在り方、観光の在り方というご質問いただいたというふうに思っております。これ世界遺産の対応も含めた市の今後の観光施策でございます。まず、佐渡金銀山の対応につきましては、今「佐渡金銀山」保存・活用行動計画に基づいて、特にハード整備を含めながら取り組んでおるところでございますが、やはりまだ私自身が不足だなというふうに感じておるのは例えばインバウンドの問題もそうですし、おもてなしの問題もそうだというふうに思っています。もう一点、観光についてはAIも含めたDXの取組も必要ではないかというふうと考えておるところでございます。この点につきまして、個別個別の話はしておりますが、まだ全体戦略等ができていないということも私自身も感じておりますので、今DX推進室をつくりながら、やはり観光におけるこういう取組、受入れ体制、これも人材確保しながらということで、本議会にも予算のほうをお願いしているところでございますので、観光交流機構、そして民間会社としっかりと連携しながら対策を取っていきたいというふう考えております。

一方で、今進んでいるのは例えば佐渡金銀山ナビアプリ、さどまる倶楽部アプリ、通訳アプリ、やはりこういうものも少しずつ出ておりますし、先般、昨年富山市のほうからおいでいただいた森元市長がお話あったように、今AI等の活用によりリアルタイムの情報発信が観光でできるということもあるわけでございますので、そういうものも視野に入れながら受入れ体制の整備について取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

佐渡航空路の問題でございます。私どもこれ何度も申し上げておりますが、佐渡航空路の再開、特に首

都圏便の開設、これはやはり季節的な影響を多く受ける佐渡観光にとって、交流人口、企業誘致、島民の生活環境の向上、全てにおける利便性含めて非常に重要でありますし、佐渡の活性化の1つを申し上げると最後の貴重なピースになるというふうにも私自身は考えておるわけでございます。ましてこの世界遺産登録を踏まえた中では、やはり羽田ないし成田から直行で佐渡まで来られるという、この利便性は何事にも代えがたいものであるというふうに考えております。トキエアにつきましては、2023年の佐渡航空路就航に向けて、今引き続き国と県と相談しながら進めてきたいというふうに考えておりますし、やはり県の動向しっかり見ながら、足並みをスピーディーに合わせていくということが大事であるというふうにご考えておるところでございます。

また、MaaSの取組でございます。現在路線バスにおいて、経路検索とフリーパス券のクレジット決済ができるアプリを提供しておるところでございますが、今後これはもう一段ステップを考えなければいけないというふうにも私自身も判断しておりますので、しかしながら交通事業につきましてはやっぱり安全性の問題、そして利便性の問題、そこをしっかりと両立しなければいけないということがございますので、これから様々な交通機関と議論をしながら、エリアごとに合わせたシステム、そういうものを考えていく、そういう時期に今来ているのだらうというふうにご考えているところでございます。

他部署、事業との連携でございます。これにつきましては、事業に合わせて課同士の連携を図りながら今進めておるところでございます。しかしながら、緊急性の高い案件、また次年度予算に関するものはタスクフォース、またプロジェクトチーム、そして状況に合わせて室の立ち上げ等、年度内でも議員の皆様方にご説明しながら、しっかりとその対策ができる中核の職員をつくっていきたいというふうにご考えているところでございます。現在の課単位、これですと実は事業の調整、進捗管理、これはやはりかなり限界を感じておるところでございます。横断的、そしてスピード感を持って業務の遂行ができるように、今後の組織改編の中で複数の課に横串がさせる部制の対応を含めて現在検討しておりますので、またご審議のほうよろしくお願ひしたいと考えているところでございます。

プロモーション事業でございます。これは、やはり佐渡市、現状でやると担当課のほうで対応しているということから、どうしても同じ方向性が出てこなかったり、似たようなものが出たりというところがあるのも否めない事実でございます。これは、市として統一したイメージ等をつくりながら日本及び世界へ発信していかなければいけません。そういう意味で市が一つの方針を示すようなプロモーションの仕組みづくり、ここはちょっと組織の中でもう一段考えさせていただきたいというふうにご思っておりますし、現在も各課でつくるものは企画ないし広報等を通しながら、議論しながら進めていくということで取り組んでおりますので、まずは今の段階でしっかりと情報共有をしながらプロモーションのほうも取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） ありがとうございます。おおよそ私の考え方とも共通する部分が多かったということで、一安心はしておりますけれども、2回目の質問に移らせていただきます。

空港の件について、先に二次質問させていただきたいと思っております。当初トキエアは、2023年に今の

890メートルの滑走路で離発着できるATR42-600Sという機材を調達することによって、2023年に何とか就航させたいというふうにお伺いをしておりました。ところが、この議会が始まった9月7日なのですが、実はATRという航空会社というか、そのメーカーが記者会見を開きまして、ATR42-600Sという機材については2023年に初飛行、2025年初頭の納入予定ということを確認したというのがインターネットにも載っています。これ公式見解です。2023年に初飛行というのは、作った飛行機なので、いきなりお客さん乗せるわけにいかないから、いろいろなテスト飛行なりなんなりをやって、結果日本に納入できるのは2025年だということなのです。2025年ということは、先ほど市長のご答弁にもありましたけれども、我々はやっぱり2023年の世界遺産登録、これにリンクした形でやっぱり首都圏からの直行便が佐渡に来ていますと、これが最大の逆に売りだったような気がするのですけれども、このままいってしまうと2023年に世界遺産登録になるのでしょうかけれども、直行便はない。佐渡汽船ももしかすると減便になっているかもしれない、今の状況からすると。そうすると、これ佐渡は秘境で売るのでかという話になってしまうのです。この2年間のギャップというのは、どことは言いませんけれども、世界遺産になって、うわっと人が来たので、慌てて駐車場を造ったら、駐車場ができたときにはバスが何も来なくなっていましたという反面教師と同じようなことにならないかなという危惧をしているのですけれども、この情報については9月7日の直近の話でありますけれども、佐渡市としてはどのように機材導入の遅れについて認識をされておるのでしょうか。交通政策課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

9月7日にATR社のほうから納入が2025年初頭であるということの発表ありました。私たちのほうもその確認しております。トキエアのほうでは2023年をATR42-600Sでという計画だったわけですので、その後このATRの発表をもって、トキエアがその計画をどうするのかというところがまだトキエアのほうからは発表されておられません。ですので、我々としては今トキエアがATRの発表をもってどういうふうな形に計画を修正していくのか、その辺を見守りたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） 確かにこれ佐渡市が飛ばす話ではなくて、トキエアという民間航空会社が就航させるという話ですから、交通政策課長のおっしゃるとおりトキエアの考え方は重要だとは思いますが、ただやはり一番利害関係というとあれですが、そのことによるメリットを享受できるのが我々佐渡市民なので、私個人としては何とかこれ2023年に飛ぶ方法はないのかなというふうに、ない頭を絞っていろいろ試案はしました。いろいろな方の話を聞いたり、インターネットをひっくり返していろいろな資料を見たりしたのですけれども、このATR42-600Sという機材は何か新しく開発している機材だから、こういうこともあり得る。何か仄聞したところによると、やっぱりコロナの影響で部品の調達が間に合わないとか何とかそういうことも理由だとかと言っているのですけれども、逆に言うとこれの姉妹機というのか、これの親機なのですか。ATR42-600というSがない機材は既にあるのです、これ多分。Sというのは、何かショートテイクオフアンドランディング、いわゆる短い距離で離発着できる。だから、佐渡の890メ

ートルの滑走路でも離発着できる。800メートルあれば一応離発着できるということでこの機材とっていたのですけれども、ではATR42-600のSなしというのは何なのかということをちょっと個人的にいろいろ調べたところ、やっぱりちょっと滑走路が890メートルでは駄目らしいのですけれども、何か1,000メートルの滑走路があれば何とか離発着が可能というような情報というか、お話も聞いたし、どう読んでもそう思えるのです。

次に、今の佐渡空港というのはどういう状況になっているのかということのを調べたところ滑走路は890メートルなのですけれども、着陸帯というのは1,010メートルあるのです。つまり新たな用地買収をしなくても、今のこの滑走路890メートルのちょっと先なりをちゃんと国土交通省に滑走路ということで認可してもらって、1,000メートルの滑走路ということになれば、一応SなしのATRでも飛べることになる。安全带といっても、1,010メートルよりまだ先も既にあるので、多分こは、私がこれ以上はちょっと調べられなかったのですけれども、飛ばそうと思えば飛ばせるのではないか。ただし、前提として滑走路は1,000メートルにできれば、今のところをちょっと改修して。もちろんこれ県が経営する空港ですから、県のお仕事なのでしょうけれども、というふうに素人なりに考えたのですが、これ交通政策課長もそうだとか、うそだとか言えないとは思いますが、知見としてどのようにお考えになりますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

確かに敷地内、滑走路延長線上に場所があります。滑走路ではないのですけれども、場所としてはあります。ですので、その部分を滑走路に利用するということになれば当然国の許認可等が必要になってきます。また、現在そこは滑走路、着陸したときにオーバーランしたときの安全のために取ってあるエリアというふうなこともございますし、その部分、では安全性を損なってもいいのかというふうなところもございます。ですので、そういったことの国との協議、これが当然必要になってきますけれども、それがクリアできるのであれば場所としてはあるという認識でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） あくまでも素人考えでありますけれども、私は何が何でも2023年に飛ばないとというか、飛んでもらわないと、何かこの機会を逃したらもう駄目かもしれないという危機感が個人的にあるものですから、新たな用地買収がなくても、工事のお金と許可が出れば、予備滑走路も含めてやれるのであれば、これ何とか県にお願いをしてやってもらう方向、ましてもう2025年までATR42-600Sが納品できないということが記者発表されていますので、であればそういうオプションというか、代案も併せて検討して、そのことを県にぜひ話をして、働きかけを佐渡市としてもしていくべきではないかというふうに個人的に思っているのですけれども、市長、最後どのようにこの件はお考えありますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 様々な角度で、私自身も県の交通政策局長ともいろいろな議論をしておるところでございます。当然そういう議論もしておりまして、県のほうも実施の可能性に向けて、そういうところを

しっかりと検討しているという話を聞いておるところでございます。一方で、佐渡空港の場合少しそれ以外の問題点もございまして、傾斜というか、飛び立つ角度の問題とか、そういう問題もございまして、本当に1,000メートルにしても、ATR42-600で飛べるのかと、そういうまた別のものもあるわけですし、飛行機の場合やはり一番の問題は就航率になりますので、例えば本当にぎりぎりまで飛べたときに冬場の就航率がどのくらい落ちるのか。それで、先ほど申し上げたように飛び立つ角度等の問題もございまして、風向きによってどのくらい欠航が増えるのか。様々な要素をまた考えていくということが大事だと思っておりますので、その辺のほうもいろいろな形で今対応、県営空港ですので、考えていただいているというお話は、いろいろ議論をしておりますので、またそういう中で実際に具体的に動いてきたときに、先ほど交通政策課長から申し上げたように、国との調整とか様々なものがこの後出てきますので、まずは実現性が、本当に可能かどうかというところを、ATR42-600で飛べるのかどうかというところは、やはりもう少し県のほうも含めてお時間、調整、議論が要るのかなというふうに、今そんなふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） この空港の空路再開の問題は、滑走路2,000メートル化ということも含めて、私が子供の頃から多分そういう話がずっとあったと記憶しています。私は、個人的にはまず就航、48人乗りですか。まず、一日も早く就航して、かつみんなで協力をして高い搭乗率をキープし、望むらくは毎日オーバーブッキングで、こんなに小さい飛行機ではとても佐渡は足りないのだというふうになって、ではもっと大きいのを飛ばそうよと、もう滑走路も広げようよ、そうしなくては間に合わないよねというふうになっていくのが私個人的には理想論なので、ぜひこの件については私も今後とも注視していきたいと思っておりますので、ぜひ市長、交通政策課長もいろいろな情報を仕入れていただいて、ぜひ2023年に飛べるようにみんなで努力していきたいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたい。ご協力というか、ぜひ飛ばしましょう、本当に。そうでないと本当に秘境で売る佐渡になっては、幾ら個人旅行化といっても、これは全然違うと思っておりますので、ここは再度強調しておきたいというふうに思います。

それでは次に、本題の観光の話に戻させていただきます。交通機関も観光の重要な要素ですので、これも観光の一環ということで先にお聞きをさせていただきました。まず、コロナ禍での観光政策なのですが、以前の仕事の関係もありまして、何人かの観光関係の経営者の方とも意見交換をしました。やっぱりお客さんが来ないのもある意味しょうがない。しょうがないですね、それはもう。来ないし、来られないし、本音ではあまり来てもらいたくないというところもあるしというところで、そうするとやっぱり固定費が厳しいと。特に固定資産税は、毎年同じものが来るので、これ何とかならないかなという話は正直聞きました。個人的には税金は税金なので、税金というのは国民みんな納税の義務があるので、免除ではなくて、払うものは払っていただいて、それに見合うというか、それ相応の別の意味での販売拡大の支援策等で政策を打っていくというのがいいのではないかなと思っておるのですが、この事業者の方の固定費削減について市のほうで何かご検討されていることがあればご答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） ご説明いたします。

先ほど議員おっしゃっていただいたやっぱり固定資産税の部分につきまして、私どもも観光業者の皆さんと意見交換する中でお話しいただくこと多々あります。その中でやっぱり固定資産税というのは少し、減免といたしますか、そういう制度というのがなかなか難しいというのが現状でございます。そんな中で国なり県なりというところの補助だったりだとかを少しずつ探しながら、特に現在はコロナ関連の補助金が県からは12月28日までですか、補助率が4分の3というのも出ておりますので、もし関連があって、それで対応できるようであったらというご紹介は一部させてもらったところであります。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） 10月ぐらいに国もだんだん規制を緩めていくということを言っていますので、早期のGo To トラベルの復活とか、これとのある意味我慢比べみたいな感じにはなろうかと思いますが、万が一またまた延びてしまう、いわゆる第何波とかいうのがまた来た場合はやっぱりある程度そこは支援を考えないと、潰れてしまっただ元も子もないと思いますので、ぜひその辺は引き続きご検討していただきたいというふうに考えております。

個人型観光関連でお聞きをいたします。先ほど1回目の質問で申し上げた戦略図の中において、団体から個人、これは世界的ではないですね。日本の国内では前からの趨勢なのですけれども、これ例えばデータ的に、今分かる範囲で結構なのですけれども、例えば個人対団体の比率が前年と今年でどういうふうに変ってきているとか、そういったデータがあればぜひ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） ご説明いたします。

入り込み客数から見た団体の割合というのが、こちら私どものほうで調べたデータがございます。昨年コロナ禍の影響がございました。団体の割合でいいますと、全体の約6%です。観光客が25万人という数字がありますけれども、その約6%が団体客というようなことになっておりますし、コロナ前の通常の旅行ができるような状態のときでありますと、それでも団体はやっぱり12%、十数%ぐらいが観光客としての佐渡に来ていただける入り込み客の割合ということになっております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） 団体、今ちょっとコロナ禍で若干異常数値が出ているのかもしれませんが、明らかに団体が減って、その分個人になっているということだと思います。これも何人かの経営者の方とお話をしたときにあったのですけれども、個人宿泊客が増えると夕飯は外で食べたい。いわゆる泊食分離です。旅館なのだけれども、1泊2食ではなくて、1泊朝食にしてもらって、夜は地元の有名かどうかは別として、地元のお勧めの料理屋なりで地元の魚、おいしいお酒を飲みたいという方が増えている。そうすると、売上げ減って、大変ではないですかと聞いたのですけれども、実はそういうことはなくて、むしろ旅館としてもありがたい部分もある。なぜかということ、宿泊客に合わせて無理くり仕入れをする必要も

ないし、シーズンによっては従業員の手当でもしなくて済む場合もあるということなのです。そう考えると、もしかしてこれって昔はみんなそうでしたよね。旅館で宴会終わったら、みんな浴衣でげた履いて、では次スナック行こうか、カラオケ行こうかといってやったのですけれども、それがなくなって、というのは旅館がみんな困り込んでしまう。なので、温泉街が廃れていってしまったと、これも事実であります。これが今また個人旅行化によって、逆戻りしているのではないかと。とすると観光客が泊食分離、個人化することによって、1泊朝食型を望むのであれば、むしろその宿泊施設の地域の料理屋だとか飲み屋でも居酒屋でもいいのですけれども、こういうところとうまく行政のほうで橋渡しというか、うまく調整をして、むしろその地域全体として観光客を受け入れて、佐渡ならではのおいしい料理、おいしいお酒も旅館でも召し上がれますけれども、外でもいけますよというようなことが考えられるのではないかと思うのですけれども、その辺は観光振興課としてはどのように考えますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） ご説明いたします。

やっぱり地域でお客様をおもてなしするという考え方は、私も素晴らしいと思っております。宿のほうでもある程度やっぱり夕飯といえますか、1泊2食というパターンをお望みのところもあれば、やっぱり地域の中いろいろなお店もあるので、どうぞというようなことで、フロントに付近のマップ、地図を置いて飲みに行ってもらったりだとかというお宿もございまして、やっぱり最近個人型になりましたので、多種多様なお客様、年代もいろいろな年代の方々も来ていただいておりますので、何か迷うことなく、そういうご案内ができるような、そういうものにしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） 地域が一体となった活性化という意味では、災い転じてではないのですけれども、そういう傾向が見えてきていますので、ぜひそこは1対1の関係、つまりA旅館とB居酒屋の1対1の関係だけではなくて、もっと広い佐渡市としての政策として、そういうことも考えていったらいいのではないかなということが1つ、これはご提案であります。

もう一つ、先ほど行政として取り組むべきことと民間としてやることというご質問をさせていただきました。1つこれは私はいいい例なので、ぜひご紹介をしたいと思って、議長の許可も取っておりますので、お見せしますが、こういうサイクルスポーツ「行くっちゃ佐渡！」という冊子です。これ佐渡市も多分お金お出しになったと思うのですけれども、これも自転車に特化して、レンタサイクルのママチャリを借りるというレベルではなくて、いわゆるスポーツバイクに乗って佐渡を回るとこんないいことがあるよというのが非常にきれいに、例えば棚田巡りツーリングだとか、きれいに特化されているのです。この本を買って読む方は、佐渡に旅行に行きたいではなくて、佐渡に行って自転車に乗って回りたいと思っている人だと思うので、そういう方に対するピンポイントでの訴求力すごくあると思うのです。中もちょっと見せていただきますけれども、すごくいい内容になっています。

もう一つは、これは新潟県佐渡地域振興局がお作りになったマップなのです。これも自転車に特化して

います。自転車に特化してしまっていて、こういうふうに佐渡何とかコース、何とかコース。これもちゃんと自転車乗りの目線で見たらこういうコースが組めるのではないかといいふうになっています。実は私はこれなるほどなと思ったのは、どっちが表か裏か分からないですけども、この何とかコースとやったときに、ここに標高差が全部出ているのです。よく駅伝なんかでもスタートはこうだけれども、ここで何とか坂があって、こうなって、ここで下りになってみたいなのがあるのです。私もそんなに詳しくなかったんで、自転車を趣味とされている方にいろいろご教授願ったんですけども、結構佐渡で自転車借りて、佐渡回っているときに一番あるのが、もうこれ以上一步も動けなくなった。何かというと距離は分かるけれども、こんなに高低差があると思ってなかったと。だから、Z坂上ったらもう足がつかって動けなくなってしまったので、悪いけれども、迎えに来てくれないかみたいな、こういうSOSが結構あるというのです。逆にブレーキが利かなくて、こけてけがしたというのもそれなりにあるらしいです。ということからすると、こういう高低差、こういうものをきちっと明示してあげるといのは多分すごく気が利いた、これ初めから中上級者用と書いてあります。単にママチャリ借りて走るのではなくて、本気になって走りたいという人には多分すごくいい資料で、何か下さいと言う人いっぱいいるらしいです。何を言いたいかという、これから個人旅行化にした場合はやっぱりこういう趣味の世界、私は体力があまりないので、こういうのに乗りたいたとは思わないですけども、やりたい人はもう徹底的にやりたいわけです。佐渡に自転車で来たときにつらい思いしてしまうと、もう佐渡はいいやという。それを防ぐ意味でもこういうすごく気の利いたもの、これも新潟県佐渡地域振興局、協力、佐渡自転車活用検討チームとあるのです。文字どおり官民が連携して作ったということなのです。何を言いたいかという、この内容もそうなのですけれども、やっぱりこういう環境整備こそをプラットフォーム機能としてやらないといけないのではないかと。これを作るのに協力された方が言っていました。例えばここに案内看板があったらいいかと、自転車乗る方の。でも、一個人の私がここに看板を立てるわけにいかないと、県道、国道に。でも、これ看板を立てるのは行政だったらすぐできるよねということなのです。よって、こういういい事例もあるので、これの釣り版があってもいいし、トレッキング版があってもいいと思うのですけれども、そういった視点で、そういった考え方で環境整備というのを私はプラットフォームとして最優先でやっていただきたいと思っているのですけれども、観光振興課長のお考えはどうでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） ご説明いたします。

先ほどのサイクルマップ、官民協働ということで、すばらしい取組だと私も思っておりますし、やはり我々行政だけですとそういうパンフレットを作ると一方方向みたいなのところも多いですので、やっぱり関係者を巻き込んで企画をしたり、作成したりだとかというのももちろん大事だと思っています。

あとは看板整備であります。やはり県道であつたりだとか、市道であつたりだとか、道路に立てる場合はいろいろルールもあつたりだとかします。もちろんそこは県道だったら県、市道だったら市だとかということのやっぱりルールというか、すみ分けはありますし、あとは要望に応じてやっぱりここには看板要るだろうというのは我々行政側から見ても思うところもあることありますので、そういうところは地域の皆様だとか関係者の皆様でまた情報を共有しながら、どこにお願いすればできるのかというような動き

はやっぱりしていく必要、我々観光振興課としての動きが必要だと思っております。

あともう一つ、先ほどのサイクルスポーツなのですけれども、実は出版社の大変なご好意で、無料でこれ30ページぐらいの特集組んでいただきました。聞きますと、やっぱりロングライドを佐渡でやっているということもありまして、出版社側からアプローチがあったというのを担当者も言っていました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） ぜひそこは環境整備という切り口で、民間でやりにくいものって結構あると思うので、許可を取らなければいけないとか、そういうのもあると思うので、ぜひそこに力を入れていただきたいなというふうに考えております。

次です。ガイドの件なのですけれども、特にこの世界遺産の登録はもう間違いないだろうと、後で世界遺産推進課長にもう一回確認しますけれども、時にやっぱりガイドングというのがすごく私は大事ではないかと思うのです。ガイドングというのは、単にここに何があります、この建物は何年に建ちました、広さは何とかです、こういうことではなくて、その背景だとか、ここに住んでいた人は実はこういう人で、こんなことがあったのですよみたいなことも含めた背景だとか、こういうことを聞くことによって全く印象が変わってくる。これは、旅行ではよくあることなのですけれども、こういったものの整備が必要ではないか。特に世界遺産についてはガイドングと、場合によっては外国人がいっぱい来ますので、多言語化対応としてイヤホンガイドも含めて、今そういうものはICTの技術ですぐできるはずですので、こういった整備が必要ではないか考えるのですけれども、まずは世界遺産推進課長にその辺のところをお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

下谷世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（下谷 徹君） ご説明いたします。

先ほど市長答弁にもございましたけれども、私ども、新潟県、それから民間の方々と一緒に行動計画というものに基づいて、今準備をしております。そういった中でやはりガイドの必要性というのは、あと約1年半で世界遺産に相川なりますので、タスクフォースではないのですけれども、特に急いでやるという部分に入れておりまして、そういった中でやっぱりインバウンド対策ということで、今私どもで準備しております佐渡金銀山ナビという、先ほど答弁ありましたが、アプリがございます。そこにハングル、それから中国語の簡体字、繁体字、あと英語という形で、日本語入れると5か国語の音声サービスもありますし、そういった形でやはり外国の方々、それから世界遺産を訪れていただく日本の方々、ただ産業遺産ということで、非常に難しい部分がございますので、そういった方々に対して分かりやすく、それからそちらの言語を使ってという形で情報提供するために今準備をしておりますのでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） これは、佐渡が世界遺産になったら、では、やはり金山だけという話ではないと思うので、観光振興課としてはどのようにお考えありますか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） ご説明いたします。

今までの取組ということで、まず各地にふれあいガイドだとか、ジオパークガイドだとか、トキガイドというのも現在も活動されて、活躍されております。まず、やっぱりその方々のスキルのアップといいますかももちろんでございますし、あと先ほど世界遺産推進課長も申し上げましたとおりやっぱり人的に、世界遺産をきちっとガイドするアプリはもう運用が間近ですけれども、人的にきちんと、先ほど議員おっしゃっていただいたいろいろな地元のネタを踏まえてガイドできるような金銀山ガイドというのは養成をしております。今年につきましては、ちょっとコロナがあったものですから、今年度は今後研修の予定なのですけれども、そういうソフト面というところはきちっとこれからも進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） このガイドについては、今観光振興課長のほうからもありましたけれども、例えば今もう仕事がないのです、観光客来ないから。となるといつお給料がもらえるか分からないことのために一生懸命勉強して、深い知識を身につけようという立派な方もいらっしゃると思いますけれども、どうしてもやっぱりモチベーション的のどうかというのもあるので、これは私の提案ですけれども、何名かは基幹ガイドについてはやはり収入の保障ができる、例えば佐渡市職員という立場でのガイドとか、そういった生活の保障も含めて考えてあげないと、ただスキルは磨け、でも仕事はいつ来るか分からないよ、そこはここは我慢してねというか、知らないよというのも無責任だと思いますので、そこはぜひ検討していただきたいなと思っております。

最後に、事業連携関連であります。あえて1つ今回細かい内容はお聞きしなかったのですが、ここに私文化財団等というのをあえて書いてあります。何回もこれは言っていますけれども、文化財団というのは何も観光客を集めるための組織でないことは百も承知です。でも、今回ご提示いただいているいろいろな資料の中に、例えば総合計画でもそうです。SDGsでもそうですけれども、文化という言葉がやたら使われているのです、佐渡は。文化と伝統だとか芸能だとか。ということは、文化という言葉をやっぱ佐渡が一つの売りというか、誇りにするのであれば、それを維持継続ないしは奨励するためにつくった文化財団。これを私3月の議会でも指摘しているのですけれども、今いわゆるトップマネジメントが欠員という状況でどうするのですかと、常務だか専務探します、探していますみたいな回答だったのですけれども、半年たっても実際は空席のままということなのです。これも前回言いました。民間企業でも考えてみてください。支店長がいなくても、おまえらだけでノルマ達成しろよと言って、できますか、そういうこと。これについては所管の社会教育課長今日お見えになっていませんけれども、教育長はどういう引継ぎを受けられて、どういう対策を立てられたのかご答弁をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁をします。

新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） お答えさせていただきたいと思っております。

理事のほうが決まりまして、先回常任委員会のほうでもその方針についてお話をさせていただいたというところで、私のほうは課の担当のほうから話を聞いているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） ここでこれ以上聞いてもしようがないのかもしれませんが、そういう事実があるということをまずご認識いただいて、文化財団は佐渡市として立て直していくということを前市長にもご答弁をいただいて、継続していくということになっているので、このままだと昨年1年間そういうトップマネジメント空席で、また1年間空席。でも、立て直すのですか、立て直せるのですかという気がしています。この辺教育長にお聞きしてもあれなのですから、市長、お答え可能ですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 文化財団の件につきましては、笹本さんという人を今理事長にお迎えして、今立て直しを図っているところでございます。ただ、来年度の組織の改編も含めて、これはまた9月議会等の常任委員会の中でご説明を申し上げたいと思っておりますが、基本的にやはり文化の振興と文化ツーリズムを分けた組織にしていきたいというふうに考えております。その中で文化財団につきましては、保全と文化振興、ツーリズム、両方やはり担っていくことが必要になるというふうに思っています。ただ、今の文化財団の中では一遍に大きな仕事はできません。ただ、今年1つヒントがございまして、佐渡全体の人形芝居のほうを1日かけて文化財団主催で、両津の佐渡島開発総合センターの新しく下ろすときに公開をさせていただきました。非常に評価が高くて、私自身も拝見しましたが、これは観光のお客様にもぜひ見ていただきたい、そういう佐渡の文化だなというふうに思いました。やはりその中でしっかりと文化財団がそういう文化ツーリズムでも活躍しながら、文化ツーリズムで多くのお客様が見ていただけるということは、逆に承継のほうにもつながっていくということになりますので、やっぱりそういうことで今回1ついい方向性が見えたというふうに思っておりますので、そういう部分、文化をつなげていくという仕事と文化を発信していくという仕事、そこにツーリズム、観光という仕事、そこをうまく組織の中で分けながら、文化財団のほうとも連携をして取り組んでいきたいというのが今後の方向性でございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） 無理やりご答弁いただいたようで申し訳ないですけども、ぜひこれは教育長のほうもご認識をいただいて、早期の対応をしていただきたいなど。教育長替わられたばかりだから、分からないと言うにはもう半年たっていますので、やっぱりそこは厳しく問わせていただきたいというふうに思っております。

これ最後なのですが、これももう私しつこいのですけれども、通信網、通信網と言うのですけれども、先ほど、何回も申し上げているように観光関係の事業者の経営者の方とお話をしていると、最後何かありますかねと言ったらWi-Fiがとか、光通信がというのは毎回言われるのです。これは、昨年からも申し上げております。今度外部人材含めて専門部署というか、専門の方を採用されて、対応していかれるというふうに思っておりますけれども、ここの対策の今後の予定について最後お聞きして、終わりにしたいと思います。

います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） やはり観光地において、光が最低限通るというのは、これは必要だというふうに考えています。それで、昨年私就任して、ちょっとコロナでなかなか会えなかったのですが、NTT含めて、今いろいろな議論をしております、基本的には前向きに今佐渡の光通信についてNTTのほうで管理をしていただいているのですが、基本的に全島、外周という部分になると思いますが、そこに向かって通すということと一緒にやっていきたいと思いますという話はしておるところでございます。そういう部分で、先般総務省の審議官と、ちょっとお会いして、ぜひ佐渡のこれからの世界遺産に向けて、Wi-Fiをするにしろ何にしろやはり光通信が必要ですよということもまたお願いもさせていただきましたので、NTTとしっかり話をしながら、そこはこの後どのようなスケジュール感になるかは国の予算ということが大きな要因になると思いますが、国の予算確保も含めて、足並みをそろえて取り組んでいこうというところまで今話をしているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

林純一君。

○3番（林 純一君） この通信網については、いろいろところで必ず要望が出る話なので、ぜひ早急な取組を提言させていただいて、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で林純一君の一般質問は終わりました。

ここで15分間休憩いたします。

午後 4時04分 休憩

午後 4時19分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平田和太龍君の一般質問を許します。

平田和太龍君。

〔1番 平田和太龍君登壇〕

○1番（平田和太龍君） こんにちは。無会派の平田和太龍でございます。通告に従って一般質問を行います。

1、学校教育について。中学校の部活動改革について。令和2年9月に文部科学省から、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する文書が出されました。部活動の意義と課題、改革の方向性、具体的な実現方策やスケジュールも示され、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要となってきました。改革の方向性は、1、部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築する。2、部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築する。3、生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ、文化活動を実施できる環境を整備する。以上、3つが示されました。スケジュールには令和5年以降、休日部活動の段階的な地域移行を進めていくと示され

ており、今後は生徒の活動機会を確保し、環境を整備していくことが必要だと考えます。

そこで、3つ質問いたします。①、佐渡市として部活動改革をどのように進めていくのか説明を求めます。

②、休日部活動の段階的な地域移行を進めていくには受皿となる地域の活動団体などの協力が必要と考えるが、協力体制の準備はできているのか説明を求めます。

③、休日部活動の地域移行に向けて、活動施設や環境をどのように整備していくのか説明を求めます。

GIGAスクール構想について。④、コロナ禍において、全国的に学校が休校になる場合が続いております。佐渡市でも1学期から使用されてきた1人1台タブレット端末や自宅にあるノートパソコンやインターネット機器などを活用したオンライン授業の計画を早急に進め、通常時でもオンライン授業を行い、学びを止めない仕組みづくりが必要と考えるが、現状の計画はどうなっているか説明を求めます。

②、学校現場を回りましたが、2学期から本格的に1人1台タブレット端末を使用する予定の学校が多いと伺いました。ICT支援員の各学校への配置状況などは適切か説明を求めます。

水泳事業について。今年の夏は1年ぶり市内小中学校で水泳授業を実施し、子供たちが楽しそうに授業の様子を話してくれました。水泳授業を実施しない学校もありましたが、水泳の授業は単に泳ぐ技術を身につけるだけではなく、災害時や緊急時の際に浮いて待つことや溺れている人を見つけたら、すぐに自分自身も飛び込んで助けに行ってはいけないなど、泳ぎの基本を学ぶことと同時に、その危険に自ら対処する方法、スイムアンドサバイブとしての重要な役割があると考えます。そんな中、公立小中学校のプールの老朽化に全国で多くの自治体が直面しています。少子化が進み、財政状況も厳しさを増す中では建て替えは難しく、修繕を重ねながらの維持管理も負担が大きいです。全国には民間のスイミングスクールで水泳の授業を行う例も出てきました。佐渡市では、過去様々な学校統廃合がされ、建て替えて数年しかたっていない小中学校も今では廃校となり、その後の使い方が課題となっています。佐渡市でも今後の水泳授業の在り方を考えなくてはなりません。

そこで、3つの質問をいたします。①、プールが併設されている小中学校の過去5年間の修繕費、改修工事などの説明を求めます。

②、佐渡市小中学校水泳授業において、授業実績が多い学年の実数、少ない学年の実数、平均実数など、今年度と令和元年度の説明を求めます。

③、交通などの課題もありますが、佐渡スポーツハウスの温水プールを使用した安定的な水泳授業や近隣の学校を集約化した水泳授業などを今後は行うべきと考えるが、教育委員会はどのように考えているか答弁を求めます。

佐渡市新たな学校教育環境整備計画について。昨年10月に佐渡市新たな学校教育環境整備計画について検討資料が示されました。その中に新たな学校再編の実施に当たっては、児童生徒数の現状や推計、再編の意向分析、新たな学校再編の必要性や方針を踏まえ、児童生徒の教育環境を最優先に学校統合、分校、義務教育学校及び学校間連携など、新しい学校経営の在り方について、保護者をはじめ地域とも十分に協議した上で進めていくことが重要と考えますとありました。現在の進捗状況の説明を求めます。

学校教職員の人材確保について。現場を回ってみますと、どの分野でも人材不足が課題となっています。新型コロナウイルス感染症により、様々な分野で影響が出ています。教育の分野も今までと同じではなく、

さらに質の高い教育が求められてきます。そのためにも佐渡で教職員として働きたいと思えるような仕組みづくりが必要と考えますが、教育長はどのように検討していくか答弁を求めます。

2、幼児教育について。指導保育士の在り方について。

(1)、令和元年度に指導保育士が導入されて、3年がたちます。指導保育士の職務内容や雇用期間などについて具体的な説明を求めます。

(2)、また、私立保育園との関わりをどのように行っているか説明を求めます。

保育士の処遇改善について。現場を回り、様々な課題を保育士の方から預かってきました。まだまだ現場では上司に悩みなどを相談できる環境ではないと感じました。保育士の今後の処遇改善をどのように行っていくか説明を求めます。

新型コロナウイルス感染症の影響について。新型コロナウイルス感染症により、物心がつかないときから子供たちの周りはマスクをつけている顔の大人が大勢います。保育園の現場の保育士は、その中でもたくさん工夫をして、子供たちに愛着を注いでいてくれます。コロナ禍における子供や保護者に対する影響をどのように分析し、その対応をどのように行っていくか説明を求めます。

保育園のグランドデザインなど、市長は、保育園の統廃合や民営化など、佐渡市保育指針を含めたグランドデザインをどのように考えているか説明を求めます。

3、ヤングケアラーについて。家族や兄弟の世話を担う18歳以下の子供、ヤングケアラーに対し、国が支援制度を整備する方針を示しましたが、佐渡市としての今後の考え方や計画についてお伺いします。

ヤングケアラーの実態をめぐっては、国が4月、初の全国規模の調査結果を公表しました。世話をしている家族がいると回答した中学生が5.7%、高校生が4.1%いることが判明しました。また、新潟県内のヤングケアラーへの支援に向け、県は有識者による検討会議を開き、県内実態調査の実施案をまとめました。児童相談所など関係機関を対象とした調査を8月に行い、県内全ての中学2年生と全日制高校2年生を対象とした調査を9月に行うとのことですが、市立学校の児童生徒のヤングケアラーの実態をどのように把握し、具体的にどのように対応していくか説明を求めます。

以上で1回目の質問は終わります。

○議長（佐藤 孝君） 平田和太龍君の一般質問に対する答弁を許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、平田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

学校教育についてでございますが、これにつきましては一括して教育委員会からご説明をいたします。

幼児教育でございます。まず、指導保育士につきましては、公立保育園職員に対する保育指導や研修実施に加え、私立保育園も含めた職員からの相談受付、そして保護者等の苦情処理を行うため、令和元年度から設置したものでございます。任期は設けておりません。設置の趣旨からも必要な職員である一方で、一定期間での見直し等は必要であると考えているところでございます。当初1名の配置でございましたが、現場における直接指導とスピーディーな課題解決に取り組むため、現在は3名配置しております。適切な保育の実践や園運営業務等に関する相談及び指導のほか、公立保育園及び幼稚園職員の研修や加配職員の配置等に関する業務を担いながら、不足する保育現場での保育士としての業務も担っております。

私立保育園との関わりにつきましては、現在コロナ禍で訪問できておりませんが、佐渡の子供に関わる保育者として様々な情報共有を図りながら、保育者同士が育ち合っている関係性を築くべきであるというふうに考えているところでございます。

保育士の処遇改善でございます。やはり子供たちの健全な心身の発達を図るためには専門性を有する保育士等の能力が十分に発揮できる環境になければならないと考えております。所管課長や指導保育士が現場の声をしっかりと聞き取り、課題に対して迅速かつ適切に対応するよう指示しておりますが、併せて園長研修会等において必要なマネジメント研修を実施し、保育現場の環境づくりなども図っていきたいと考えているところでございます。

コロナ禍における影響でございます。「新しい生活様式」が広がる中、保育現場でもマスクの着用が定着していますが、最近では子供に表情が伝わりづらい、言葉の発達が心配である、情緒の面でも影響が出るかもしれない等の課題も出ているのも事実でございます。一方では、私自身は本日ニュースで拝見しましたが、ある県の保育所でやはりこの問題からマスクを外して保育指導したけれども、クラスターが起きたという事実も本日のニュースで拝見したところでございます。こういう中でも子供たちは大人たちの表情、目線、そぶりなどで足りないものを補おうと頑張っている姿もあるということは現場から聞いておるところでございますし、指導保育士と保育支援専門員が連携をし、子供たちのコロナ禍を踏まえた安全に配慮しながら、現場において様々な工夫をし、子供の成長を支える対策を進めなければならない。また、現場では1つずつ進めているというふう聞いておるところでございます。また、保護者につきましては開園による就労支援を実施しておりますが、全国的にはDVや虐待等の事案もあるのも事実でございます。引き続き相談、支援の充実に努めてまいります。

保育指針でございます。将来の在り方を示す保育園ビジョンとなるよう、統廃合や民営化による保育園の適正配置などについて、今年末を目途として策定を進めているところでございますので、この策定ができ次第、また議会にも報告をしてまいりたいと考えております。

ヤングケアラーの問題については、教育委員会からご説明をいただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） まず、学校における休日の部活動の地域移行については、段階的に進められるよう、9月1日に開催された県の説明も参考にしながら準備を始めたところであります。現在既に15名の地域の方から外部指導員として、学校の部活指導に当たってもらっています。ただし、現状では休日の部活動の地域移行について、地域の活動団体等の協力体制は整っていません。土、日の文化、スポーツ活動ができるように、まずは教育委員会の中にあります学校教育課、社会教育課と共通認識を図り、その後中学校体育連盟やスポーツ関係団体等と検討組織を立ち上げ、体制を構築していきたいと、そのように思っております。活動を行う施設や設備については、学校をはじめ社会体育設備等の活用を予定しておるところでございます。

続きまして、オンライン授業の計画についてですが、学校にはウェブカメラ、マイクスピーカー等も整備され、オンライン会議や授業等を行う物理的な環境は既に整っております。児童生徒は、1学期の5月

下旬頃から徐々に使い始めています。現状ではタブレット端末を使つての教師と児童生徒間でのやり取りを行ったり、オンライン授業のやり方について今指導を受けたりしております。現在各家庭の通信環境について把握し、ルール等の児童生徒への指導や保護者へのそのルールの周知をする等の準備を進めております。今後各家庭におけるインターネット環境や保護者の意向を十分に考慮した上で、各学校がタブレット端末の持ち帰りや1人1アカウントの家庭での利用を開始いたします。

次に、ICT支援員の配置状況ですけれども、1学期中にICT支援員が全ての学校を訪問しました。2学期から月2回の割合で、計画的に訪問を行っていきます。各校において事前に支援員を依頼する内容を伝え、効果的な支援が受けられるように指示をしているところであります。

続きまして、水泳授業についてお答えいたします。初めに、各小中学校のプールの修繕費、改修工事費についてご説明いたします。現在市内小中学校20校にプールが併設されています。プールの修繕、改修については、平成28年度以降では河崎小学校、畑野小学校で大規模な改修工事を実施しているほか、新穂小学校でプール塗装工事、松ヶ崎小学校で循環配管改修工事、両津小学校のフェンス改修工事などを実施しており、令和2年度までの5年間の修繕費、改修工事費は9,150万円となっております。

水泳授業の時数についてですが、学習指導要領では特に必要時数は示されておられません。しかし、小学校では一般的に体育の標準時数の1割程度、つまり9時間から10時間ぐらいを目安として実施しておりますが、実技指導の実施が難しい場合は行わなくてもよいというふうに示されております。令和元年度は小学校では13時間から5時間の実施でありました。中学校は実施しない学校を除き、9時間から5時間の実施でした。令和3年度、1年置いて今年度は、小学校では実施しない学校以外に15時間から3時間の実施という状況でございます。中学校は実施しない学校以外は大体7時間ぐらい実施しているということでもあります。

佐渡スポーツハウス等、学校施設以外を使用するのプール授業や近隣の学校のプールを使用するのプール授業については現在も実際幾つかの学校が行っております。ただ、議員がおっしゃるような形で進める場合に当たっては、移動時間や子供と職員の負担、それから保護者の意向等をやっぱり十分考慮をする必要があるなと思いますので、それらを配慮しながら考えていく必要があるというふうに思っております。

続きまして、佐渡市新たな学校教育環境整備計画についてであります。具体的な学校再編案、再編例を含む計画素案の作成に向けて、まず児童生徒、園児の保護者の皆様と意見交換を行い、子供たちの教育環境に関するお考えやご意見をお聞きした上で検討を進めるということにしています。保護者の皆様との意見交換の実施に当たり、6月下旬から学校ごとにPTA役員の皆様、学校との打合せ、意見交換をさせていただき、8月下旬にまず1校目の保護者の皆様との意見交換を行ったところです。この後9月中旬以降、順次開催ができる日程調整を進めさせていただいているところであります。保護者の皆様との意見交換を踏まえ、計画素案を検討した後、市民の皆様との意見交換、そしてパブリックコメントなどを行い、計画を策定、公表することにしておりますけれども、スケジュールありきではなく、意見交換など丁寧に行いながら計画の策定を進めたいと、そう考えております。

続いて、学校教職員の人材確保についてであります。佐渡で教職員を続けてくれる人の確保が本当に大事ななと思っております。そのためには多くの佐渡の若者が佐渡で教職員として働きたいと思えるように、佐渡の教員が生き生きと働く環境づくりに努めるとともに、例えば教員が高校生に対してその仕事の

魅力を語るなど、小学校、中学校、高等学校のキャリア教育を通して教員の仕事の魅力ややりがいについて児童生徒に発信していくことも検討しております。

なお、県の教員採用については、平成30年度から採用後佐渡のみで勤務する佐渡枠採用が設定されています。毎年数名の教諭が採用され、現在市内で教員として勤めています。佐渡市としても、この採用枠を増やすことで人材確保をしたいと考え、引き続き県に働きかけてまいりたいと思います。

ヤングケアラーについてであります。国が今後取り組むべき施策の方針を示したところで、それを受けて、議員おっしゃるように県が9月に調査を行うこととしております。現在各学校においては、子供たちのふだんの様子を担任やカウンセラーによる観察及び相談体制を通して把握したり、毎月実施しております心の健康チェックアンケートを注視したりしているとともに、子ども若者相談センターとは情報共有を行い、早期発見に努めているところであります。

なお、9月の初めにはヤングケアラーの定義について校長から職員に再度説明させ、当該者の有無についても把握するように指示したところでございます。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） ありがとうございます。それでは、部活動改革のほうから二次質問にいきたいと思います。

実際令和5年度からスケジュールとしては動いていくような格好になりますが、今の段階だとまだ始まったばかりだということで、いろいろな市民の方から結構問合せが来ておまして、保護者や生徒の説明スケジュールはどのようになっているかということで伺っていますので、説明お願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） ご説明いたします。

説明のスケジュールですが、学校を含めた関係機関による検討組織をまずは立ち上げ、学校や保護者、子供の思いを大事にして方針を定め、その後学校を通して保護者、子供等へ説明を行うこととなると思いますが、このスケジュールも含めてこの後検討していきたいというところで、今はっきりしたところは定まっておりません。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） スケジュールも今後の状況によって決まっていくのかなと思うのですが、やはり一番は生徒たちに影響があると思いますので、子供たちが不安の中、なかなか進めていく話ではないと思いますので、また細かいスケジュールなど決まりましたら早めに協議していただきたいと思います。

運動部に関しては、割とスポーツ協会とかがありますので、イメージがつきやすかったのですが、文化活動部についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） ご説明します。

おっしゃるとおり運動系と併せて文化系の部活も休日の活動に移行していくという方向になりますので、地域にどのような方が指導できる方がいるのか、また受けてくださるのかどうかという動きも含めて今後の検討になっていきますが、まずはそういう方を組織として見つけていくというところからスタートしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） 文化活動、運動部ともに佐渡の子供たちは、非常に頑張っておる生徒たちが本当にたくさんいます。文化活動のほうでも一生懸命今も休日もいろいろな活動している方がいますので、早く組織として検討していかないと、運動部のほうは先ほど申しましたようにスポーツ協会があるので、割とお話は進みやすいのかなと思うのですけれども、文化活動部に対しては本当地域にこういった方がいらっしゃるのから始まっていく動きだと思いますので、スケジュールありきではございませんが、生徒たちに影響がないように進めていっていただきたいと思います。

次の質問に行きます。デジタル庁も新設されたこともありますが、生徒、指導者間のコミュニケーションなどにICTの活用が今後は必要と考えますが、教育長、どのように考えていますでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） 地域への移行を進める場合、結局単独の学校で移行できる場合もありますし、幾つかの学校が集まってという場合があるというふうに認識しております。そうなった場合組織の仕方によるわけですが、地理的な制約を非常に受ける場合もあるわけですので、今議員がおっしゃるICTの活用などは非常に有効だと思いますから、それをしっかりと有効に活用できるようにしていければと、そういうふうに思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） 教育長がおっしゃったように、ICTを活用することによって、いろいろな学校との連携も出てくると思いますので、大いに期待しております。

そして、地域の活動団体が関わることによりまして、結構小学生の小さい頃から長期間、中学校にかけてアスリートを育てられることと思いますが、地域人材の確保がやはり一番問題なのかなと思いますが、地域人材の確保について教育長はどのように検討していますか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁をします。

新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） 地域人材の確保についてでありますけれども、熱意と力ある指導者に一貫した指導をしていただけることが子供にとって幸せなことだと思っております。今お話にありました運動部につきましては、現在中学校の部活動において外部指導員が15名登録されております。休日の指導者とし

での意向を確認するとともに、今お話ありましたスポーツ協会との関係等も含めて新たな指導者の発掘、そしてまた育成というのでしょうか。今社会教育課のほうでも指導講習会等をして、そのように支援もしているところなわけですけれども、そこを大事にしていきたいと思っています。

なお、部活動については先ほど学校教育課長も話させていただいたところですが、確かに吹奏楽部ですとか、あるいは部活がどんなものができるかということにもよりますけれども、例えば百人一首にしても、非常に佐渡は歴史があって、非常に子供たちも一生懸命やっているという様子もあります。それらをしっかりと子供の思いを生かした中で、指導者を探していくということを大事にできればなど、そう思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） 部活動の意義は、クラスや学年の枠を超えて児童生徒が自主的、自発的に集まり、顧問の指導の下で個人や集団としての目的や目標を持って、切磋琢磨することを通じて友達を優しく思う心や目標に向かって努力していくことなど、組織を機能させることの重要性を学ぶことができる教育活動であると私は考えております。教育長、改めて部活動の意義についてどのようにお考えか教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） 学校の職員がよりどころとしております学習指導要領というものがあるのですが、中学校学習指導要領総則では生徒の自主性、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校生活が目指す資質、能力の育成に資するものというふうにされております。議員がおっしゃるように学校部活動は、これまで子供の成長にとって、とても大事な場であるというふう認識しております。これからも心身のバランスの取れた健全な成長が図られるためにも部活動を大事にしていければと、そのように思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） 教育長おっしゃったように、本当にとても大切な場でもあり、心身ともにバランスを成長させていただけるような場所だと思っております。

部活動に関して、最後の質問にします。なかなか難しいなと思うのは、学校教育としての部活動ということになりますので、学校全体の目標や方針、また計画とか具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、また事故が発生した場合の対応などについて、学校や顧問の教員と外部指導者の間で十分な調整を行わなければいけないと思います。外部指導者の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必要になってくるとは思いますが、教育長の見解をお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） このたびの部活動改革は、土、日における学校部活動から地域部活動への段階的な移行ということであります。ただ、その際学校部活動のマニュアルを大いに生かし、必要な情報は共有し、子供の運動部活動の機会の確保、そしてできれば技能の向上等が図られて、子供にとって有意義な

場となるようにできればと、そのように思っております。連携を大事にする必要があると思います。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） まだ始まったばかりで、課題もすごく山積しておりますが、教育長の思いは非常に熱い思いもありまして、子供たちのためを思っているお言葉が非常にありますので、また12月議会のときに一般質問で行いますので、いろいろな課題を解決していただきたいと思います。

GIGAスクールについて、ICT支援員について質問いたします。現場を回らせていただきましたら、各学校でICTの担当の教職員がとても努力されていまして、それぞれ工夫をされて、勉強されていまして。実際いろいろな教職員の方にお話を聞きますと、ICT支援員が連絡しても、なかなか現場にすぐ駆けつけてこれられないようなケースが多いということを伺いました。これは、私はICT支援員の方が悪いというわけではなくて、やはり仕組み自体がうまく回っていないのかなというふうに思います。2学期から本格的な運用が大体の学校で始まっていきますが、そうされるとやはり様々なトラブルが予想されていきます。ICT支援員がすぐに駆けつけられる体制がもっともっと必要だと思いますが、教育長ご答弁の中で月2回の割合でICT支援員が訪問されるとおっしゃっていましたが、もっと頻繁にICT支援員がうまく調整できるような形づくりはできないでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） お答えします。

先ほど支援員が各学校を回って、研修等もしていくのだという話をさせてもらいました。校数も多いことから、かなり密な支援になるかなと思います。ただ、トラブルが発生した場合、1学期はもちろん支援員のほうにも連絡が行きましたし、教育委員会のほうにも連絡をいただいて、ICT担当のほうからお答えできるものはお答えしているという状況もあります。ICT支援員の仕組みそのものというお話であります。電話で対応がやっぱり済まない場合はなるべく駆けつけるようには努力したいと思いますけれども、今の支援員の中で進めていって、場合によっては教育委員会のほうの補助もしながらという形で、現場で少しでも混乱しないようにしたいと、そう思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） こちらも2学期が始まって、多分いろいろ問題が出てくると思いますので、また改めて12月議会で進めていきたいと思いますので、前向きにお願いいたします。

水泳授業について二次質問を行います。過去5年間で修繕費や改修工事に約9,100万円がかかっているというような答弁でした。5年間で平均すると、年間約1,800万円になります。次の質問にもつながっていくのですが、学校統廃合の関係もあります。今後は小学校の統廃合も予想され、改修工事をして、数年後には使用しなくなっていくような学校も実際出てくるのではないかと思料します。また、授業の実施回数は指導要領に大体9時間から10時間ぐらいかなということでご答弁いただきましたが、先ほどの平均実数などお伺いしますと一番多くやっている学年で13時間、少ない学年で5時間とかというような数字でした。今年度は一番多い学年で15時間、そして少ない学年で3時間というようなご答弁をいただきました。

最初の質問でも申しましたが、水泳の授業は単に泳ぐ技術ではなくて、やはり泳ぎの基本を学ぶことと同時に、危険に自ら対処する方法を、大切な役割を持っていると考えております。佐渡市教育委員会の中でも未来を生き抜く力を大切にされています。まさにスイム、サバイブの部分は未来を生き抜く力そのものだと思います。教育長ご答弁の中に、これから移動だったり保護者のご理解、また子供たちの負担など、いろいろ検討しなければいけない部分もあるのですが、私は水泳の授業で温水プールなどを使いますと、割と5月から10月ぐらいまで平均して水泳の授業を行うことができたりします。通年温水プールなので、いつでも入れるのですが、真冬になりますと周りが寒くなってきますので、難しいかなと思うのですが、今後いろいろな災害などもやはり予想されますので、子供たちに水慣れをしていただくというのは非常に大切な授業だと思っておりますので、改めて教育長、水泳授業の在り方についてどのようにお考えかご答弁お願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） お答えします。

まず、佐渡は美しい海に囲まれており、水泳学習で水に親しむことができるようになること、そして水泳運動の楽しさや喜びを味わい、泳法を理解したり身につけたりすることは、佐渡の子供にとってとても大事な点と、そう思っております。それと、あわせて水と関わって安全に対応できる資質、能力は、これは確実に身につけさせなければいけないと、そのように思っております。そうしたときには温水プールというご提案もございましたけれども、現在温水プール、いわゆる学校でない施設のところでの使用については幾つかの小学校が行っておりますが、そこでの活用状況についてはかなり制限を受ける活用にもなります。そして、最初お話ししましたように、遠いところから時間をかけてそこに行くということも、なかなか子供にとっても、職員にとっても、あるいはせつかくうちの学校にプールがあるのに、どうしてそこへということもあるかと思えます。その点については、やはり先ほど答弁させていただきましたように、今ある環境の中でしっかりと今お話しした水の楽しさ、あるいは怖さといいますか、それを安全に過ごす力を確実に一人一人につけることということで、今水泳学習は考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） 今年度と昨年度水泳授業を実施できなかった学校も市内にはありますので、特に1年生の子供たちが2年間できなかったということは、非常にやはり水に対しての恐怖心が生まれていくのかなということを危惧されますので、来年プール授業が実施できるようであれば、そういった子供たちにはまた丁寧に指導していただきたいと思っております。

続いて、佐渡市新たな学校教育環境整備計画について二次質問を行います。昨年度検討資料が提出されました。その中で前期が令和4年度から令和9年度の6年間、そして後期が令和10年度から令和15年度の6年間ということで、6年間ずつ前期と後期に分かれて計画をしていく予定であります。令和4年度はもう目の前に迫っておりますが、前期、後期のそれぞれの6年間の教育長のビジョンをどのようにお考えか説明をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） 平成18年度に作成された佐渡市保育園・小学校・中学校統合計画は、議員おっしゃるとおり前期6年、後期6年の12年間を計画期間とするもので、佐渡市新たな学校教育環境整備計画においても当初前期6年、後期6年の12年間を計画期間として検討を始めました。しかし、社会情勢、教育環境を取り巻く状況がこれまで以上に速いスピードで変化していることと、また現在策定に向けて検討が進められている佐渡市総合計画の計画期間も踏まえ、計画期間を前期5年、後期5年の10年間とする方向で今検討を進めております。児童生徒数や学校施設の状況などから、早い段階で再編を進める必要があると考えられる学校は計画期間前期に位置づけられることになると考えていますけれども、先ほど申し上げましたように保護者地域の皆様のお考え、ご意見も踏まえながら、それを大事にして検討し、計画したいと、そのように考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） いろいろな社会情勢のことで前期5年、後期5年になったということで、結局10年間の計画になるわけですが、今おっしゃったようなビジョンで進めていただきたいと思います。最初の通告で述べたようにやっぱり一番大事なのは児童生徒の教育環境を最優先に考えていただきたいと思います。これが一番重要だと思います。最後になりますが、教育長として佐渡市新たな学校教育環境整備計画を改めてどのような方向で進めていくのか、お気持ちをお示してください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） 子供たちの将来の教育環境については、保護者の皆様、地域の皆様の様々なお考え、ご意見があることは認識しております。そのことを踏まえ、保護者の皆様、地域の皆様との意見交換やパブリックコメントなどを通じて皆様のお考え、ご意見をお聞かせいただくことは先ほど申したとおりであります。やはり子供たちの教育環境を第一ということが私は大事なかなと思っております。そのことを皆様と共通認識を図った上で、計画を検討していければと、そのように思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） ありがとうございます。

教育長、最後の人材確保についてお伺いいたします。佐渡でまた教職員を続けていきたいと思えるような、教職員をどうにかして確保していかなければならないと思っております。最初にお話ししました学校の働き方改革を踏まえた部活動改革なども、やはりそこが働き方改革につながっていくのかなと思っております。平成30年度から佐渡枠採用を県でつくっていただいて、毎年数人採用されているようなお話でしたが、実際佐渡枠採用は平成30年度から何枠ありまして、今年度でいいですけども、実際何枠そこに入っているか説明をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） 今年度の報告をさせていただきます。今年度佐渡採用として入った教職員は2

名になります。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） 何卒あって2名だったかというのは分かりますでしょうか。もし分からなければ大丈夫です。教育長は、その枠をまた県のほうに増やしていくように働きかけたいというようなご答弁でしたが、具体的に何卒ぐらいたまた増やしていきたいというか、そういった意向をご説明お願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

新発田教育長。

○教育長（新発田 靖君） 実は教員の採用につきましては、定数の関係もあって、県としては今後退職、あるいは再任用の制度があるものですから、その枠の中で全体の採用枠をつくっているところであります。佐渡市といたしましては、全体枠の中で佐渡のほうに来ていただいても、3年で若い方がお戻りになってしまうということで、その辺りしっかりと佐渡に勤めていただける方を確保したいということで、具体的に何名かというところは県の採用枠との関わりになりますけれども、今の2名では少ないという認識で話をさせていただいているところであります。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） ありがとうございます。子供たちの教育の質をどうやって上げていくかということとを非常に考えたときに、やはり教職員の方たちが楽しい環境で働けなければ一番はいけないだろうということをいろいろな教職員の方に伺いました。教育長の下で佐渡市の教職員の方が明るく働いていけるように願っております。

指導保育士の在り方について二次質問いたします。指導保育士の役割がとても重要だということは、市長の答弁で認識いたしました。私立保育園との関わりをもう少し具体的に説明お願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） 説明いたします。

まず、佐渡の子供たちを預かっていただきながら、適切な教育環境を与えていただいているというところは皆様ご承知のところですが、今年度はコロナの関係で、やはり訪問がなかなかできておりませんが、また私立の園長の協議会のほうからはやっぱり市長面会というところもご意向がありますので、そういったところをなるべく早く実現してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） やはり私は、指導保育士が佐渡の保育士の未来を輝かせてくれるのではないかと考えて信じております。今子ども若者課長がおっしゃったように、私立保育園とのかけ橋ともなっているようですし、市長の答弁にありましたように保育士の処遇改善についても指導保育士が非常に関わってくるのだなということを理解しております。改めて市長は、指導保育士に対してどんな思いがあるか、

ご答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 指導保育士に対する思い、私自身はやはり職員に対する思いとして、まず1つはやはり専門性が要るということ、そして1つは多様性が要るということ、そしてもう一つはチャレンジ精神が要るということ、そして最後に法令遵守、この4つを柱にしていかなければいけない。その中で、やはり毎日の業務をやる中で一つの形がどうしてもできてきて、例えば多様性とかチャレンジ精神というのがどうしても遅れてしまう。ちょっと意識が遠のいてしまう。これは、保育現場だけではなく、市全体、市の行政としてはやっぱりそういうところがある。指導保育士の方々は、やっぱりそこを広く見ながら、ご自分の経験をしっかり生かして様々な新しいチャレンジのアドバイス、そしてやはりこういう元のほうがいいよというような、そういう部分も含めて様々な意見交換ができる。そういう視点が違う取組を一つの専門性の中で発揮できるということで、非常に重要ではないかというふうに考えておるところでございます。保育の指導は様々、園長によって、若干変わることもあるかもしれませんが。だから、子供たちにとって何がいいかということを広く視点を持って議論ができる、そんな指導保育士にしっかりと育てほしいというか、指導保育士の役割を果たしてほしいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） 非常に前向きな答弁、ありがとうございました。次の質問にも引き続き前向きな答弁をお願いいたします。

コロナ禍の影響について、家庭では今まで以上に子供へやはり愛着を注ぎ、親育ちの支援も必要となってくると思料します。市長は、多子世帯出産成長祝金など、ハード事業を整えてくださいましたが、今後はソフトの部分が重要と考えますが、どのように検討しているかお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 子育て世代と1回目の意見交換を終わらせておりますが、そういう中でも出てきて、私自身もちょっと気がついたというか、やはりなところがあったのが佐渡の子育て、実は障害とか福祉も実は似たような傾向があるのですけれども、やはり我々行政としてスキームをつくりながら支援をしてまいってきておるわけでございますが、本質の根っここの一番大事なところは実はやはり自助であったり、共助であったり、例えば佐渡だとご本人、おじいちゃん、おばあちゃん、例えば親戚の方々、ご兄弟、そういうような自助、共助という世界がかなり相談機能としてはあったというのが今までの現実であったものが、今いろいろ聞いていますと、やっぱりこれは結婚する方が例えば佐渡以外から来られる方も多くなっているということもあります。佐渡におられる方もやはり同じように相談機能が公として必要ではないかなというふうに、今実はいろいろな意見交換をしながら感じておるところでございます。それは、過疎化、少子化、人口減少による自助、共助の衰退ということもやっぱり1つあるのかなというふうにも考えておるところでございますが、やはり子育てにしる福祉にしる、やはり今までより一歩踏み込んだ相談機能、やっぱりそういうものが需要ではないかと。これをやはりどうしていこうとすると、専門の人

が要る。では、専門の人の確保をどうしていこうということになっていくわけでございますので、意見交換の中でやっぱりそういう点をこれからちょっと力を入れていきたいということで、今担当課長とも子育てについて話をしておりますし、例えば日曜日の保育の関係の受入れも含めて、様々なことをチャレンジしながら取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） ありがとうございます。同世代の子育て世代の市民の方たちもやはりどこでどういうふうな相談をしたらいいのかというのが非常に悩まれている方がたくさんいましたので、今の市長のご答弁のおかげで、また前向きにそういった機能がつくられていくことを期待しております。

ヤングケアラーについて二次質問を行っていきます。特に高校生や中学生が関わってくると思いますが、もう少し具体的に佐渡市として教育委員会や子ども若者課がどのように機能していくかご説明お願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 説明を許します。

森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） 説明いたします。

ヤングケアラーの情報を得られましたら、まず子ども若者課と連携し、個別のケース会議により組織的に対応することを考えております。また、年2回開かれる市の要保護児童対策地域協議会実務者会議で個別のケースごとに家庭状況の把握に努め、各関係機関が連携して対応を検討していきます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） 最後の質問にいたします。やはり私6月議会でも質問しましたが、子ども若者課、佐渡市教育委員会が一元化し、組織的な考えで進めていかなければならないと思います。現状でもたくさん連携していると思いますが、様々難しいような部分も出てきていると思います。市長は、組織としてどのようにしていきたいのか答弁を求めます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 大きな方向性としては議員のご指摘のとおりだというふうに考えております。今回組織改編で様々な議論をする中で、やはり大きな問題点としては市民の利便性の問題、これは組織の場所の問題もございます。市民の利便性の問題。そして、もう一つがやはり一番難しいなと感じたのが単純に課をくっつけても、機能として相談業務、支援業務がどのように動いていくか。それと、子ども若者課自体が福祉系、障害系ともまた連携をしなければいけない。そうすると、教育委員会に入れてしまうとそちらの連携が少し遠のいてしまうというところもありまして、やはりそこら辺がどのようにしていくかというところが難しいというところが現在考えているところでございます。そういう点では現在の連携の仕組みを当面は維持しながら、しっかりと連携の深度を深めていくというところが重要というふうに考えておりまして、当面はそういう方向性を一つの案として現在考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 質問を許します。

平田和太龍君。

○1番（平田和太龍君） ありがとうございます。今以上に子ども若者課と教育委員会がさらに連携して、子供たちの未来が明るくなるように祈って、私の一般質問は終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（佐藤 孝君） 以上で平田和太龍君の一般質問は終わりました。

日程第2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第86号

○議長（佐藤 孝君） 日程第2、各常任委員会に付託した案件のうち先議案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した先議案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第86号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本案は、令和3年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ993万4,000円を追加するものであります。内容は、自立可能な再生可能エネルギーの導入に向けた現状分析など、具体策の検討等を行う新エネルギー導入事業に要する経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第86号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、13日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5時20分 散会